

令和8年3月3日

第3回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第3号

工事請負契約の変更について(令和7年度森林・林業教育拠点改修工事)

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

1. 工 事 名 令和7年度森林・林業教育拠点改修工事
2. 変更契約の金額 契約金額「231,000,000円」を「233,487,100円」とする。  
(変更による増額2,487,100円、消費税及び地方消費税込)
3. 契約の相手方 鳥取県日野郡日南町下石見199番地2  
日南振興株式会社  
代表取締役 浅川 佳紀

議案第 4 号

工事請負契約の変更について（令和 7 年度日南町日野上地域振興センター改修工事）

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

1. 工 事 名 令和 7 年度日南町日野上地域振興センター改修工事
2. 変更契約の金額 契約金額「72,050,000 円」を「72,855,200 円」とする。  
(変更による増加額 805,200 円、消費税及び地方消費税込)
3. 契約の相手方 鳥取県日野郡日南町霞 865 番地 1  
有限会社日南住設  
代表取締役 田邊 誠

議案第 5 号

町道の路線認定について

次のとおり、町道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、本議会の議決を求める。

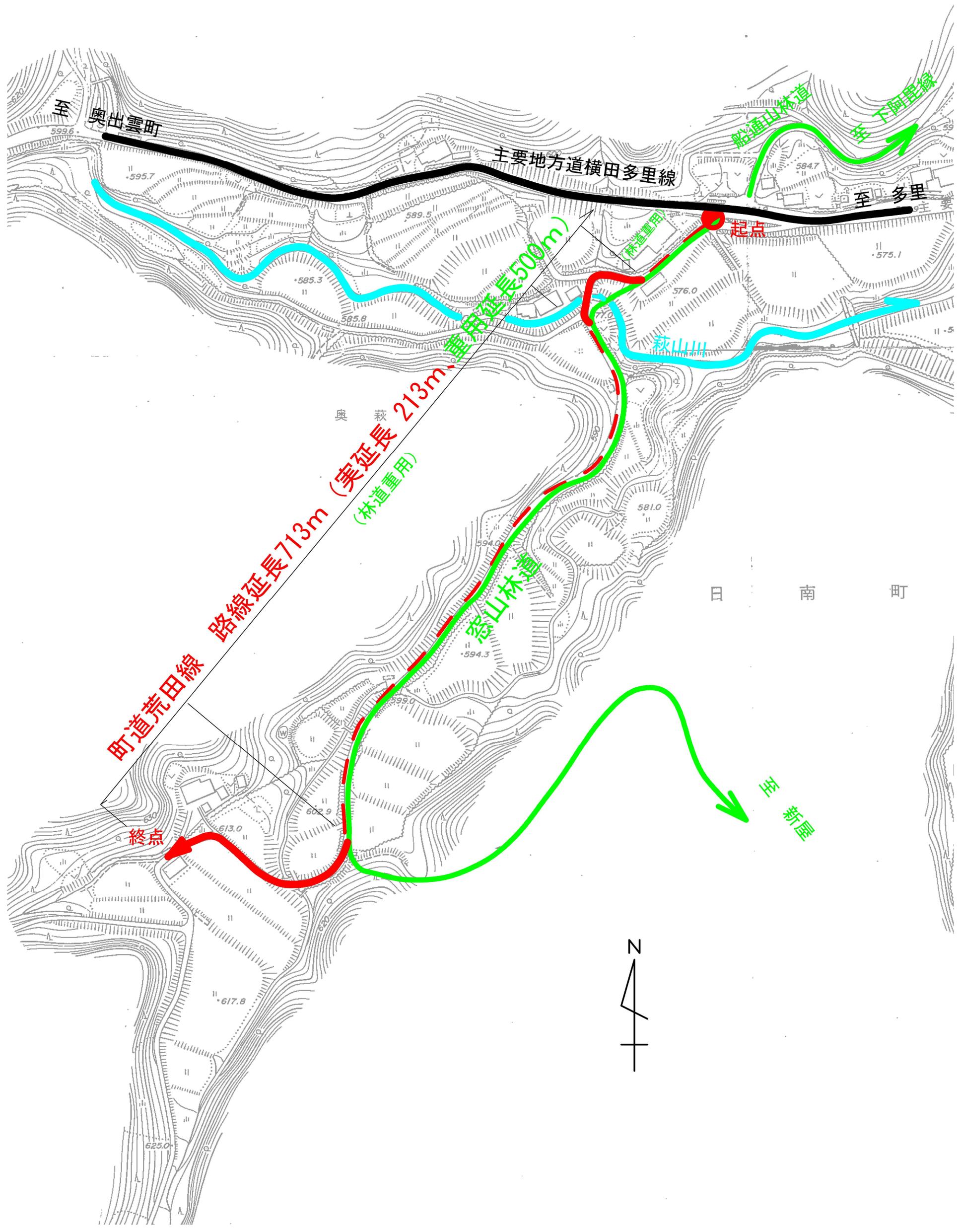
令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

認定する路線

路線番号	路線名	起点	終点	重要経過地
4239	<small>あらた</small> 荒田線	日南町上萩山 <small>やまがた</small> 字山形2144-1	日南町上萩山 <small>あらたおくだ</small> 字荒田奥田422-2	

議案第5号 町道の路線認定 説明資料



議案第6号

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 特別職の職員ゝの期末手当の額は、給料月額ゝの100分の120に相当する額に日南町職員ゝの給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」といふ。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員ゝの給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175.0</u> 」とする。	(期末手当) 第4条 特別職の職員ゝの期末手当の額は、給料月額ゝの100分の120に相当する額に日南町職員ゝの給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」といふ。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員ゝの給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第7号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年日南町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の175.0</u> 」とする。	(期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報酬月額100分の120に相当する額に一般の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

日南町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この条例は、別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(地域手当) 第10条の2 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1) 1級地 100分の20 (2) 2級地 100分の16</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、別に定めるものを除き、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、同法第3条第2項に規定する職員(地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第3条第2項に規定する職員及び同法附則第5項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。以下「職員」という。)の給料、管理職手当、扶養手当、_____住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

<p><u>(3) 3級地 100分の12</u></p> <p><u>(4) 4級地 100分の8</u></p> <p><u>(5) 5級地 100分の4</u></p> <p><u>3 前項の地域手当の級地は、規則で定める。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p><u>第10条の3</u> (略)</p>	<p>(住居手当)</p> <p><u>第10条の2</u> (略)</p>
--	--

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 日南町地域手当に関する規則(案)

## (趣旨)

第 1 条 この規則は、日南町職員の給与に関する条例（昭和 46 年日南町条例第 10 号。以下「条例」という。）第 10 条の 2 及び第 28 条の規定に基づき、地域手当に関し必要な事項を定めるものとする。

## (支給地域)

第 2 条 条例第 10 条の 2 第 1 項の規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

## (級地)

第 3 条 条例第 10 条の 2 第 2 項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

## (端数計算)

第 4 条 条例第 10 条の 2 第 2 項の規定による地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。条例第 16 条、第 19 条第 4 項及び第 5 項並びに第 20 条第 3 項に規定する地域手当の月額に 1 円未満の端数があるときも、同様とする。

## (支給方法)

第 5 条 地域手当の支給については、給料の支給方法に関する規定を準用する。

## (異動保障)

第 6 条 地域手当の異動保障は行わないものとする。

## (雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表（第 2 条、第 3 条関係）

支給地域	級地
東京都特別区	1 級地
人事院規則 9-49（地域手当）別表第 1 の級地の欄に掲げる級地（以下「人事院規則の級地」という。）が 2 級地である地域	2 級地
人事院規則の級地が 3 級地である地域	3 級地
人事院規則の級地が 4 級地である地域	4 級地
人事院規則の級地が 5 級地である地域	5 級地



該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子の養育又は要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第15条第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項、同条第3項又は前項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 (略)

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定めるところにより、第3条第2項\_\_\_\_\_又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち別に定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(新設)

<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該代休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(休日の代休日)</p> <p>第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、別に定めるところにより、当該代休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正部分は下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

日南町森林等火入れに関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町森林等火入れに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例

日南町森林等火入れに関する条例（平成21年日南町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(火入れの中止) 第17条 火入者は、強風注意報、乾燥注意報、 <u>林野火災注意報又は火災警報、林野火災警報</u> が発令された場合その他風速、風向、湿度等からみて他に延焼のおそれがあると認められる場合は、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。	(火入れの中止) 第17条 火入者は、強風注意報、乾燥注意報、 <u>又は火災警報</u> が発令された場合その他風速、風向、湿度等からみて他に延焼のおそれがあると認められる場合は、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表(第3条関係) 日南町営住宅の建設年度、団地名、所在地、構造別表					別表(第3条関係) 日南町営住宅の建設年度、団地名、所在地、構造別表						
建設年度	団地名	所在地	構造別		備考	建設年度	団地名	所在地	構造別		備考
昭和41	植松山	日南町生山2番地1	木造平屋建1棟	2戸建	3棟	昭和41	植松山	日南町生山2番地1	木造平屋建1棟	2戸建	3棟
昭和41	植松山	日南町生山2番地1	木造平屋建1棟	1戸建	1棟	昭和41	植松山	日南町生山2番地1	木造平屋建1棟	1戸建	1棟
平成3	きりしま	日南町生山545番地2	木造二階建1棟	2戸建	9棟	平成3	きりしま	日南町生山545番地2	木造二階建1棟	2戸建	9棟
平成10	こぶし	日南町生山471番地2	木造平屋建1棟	2戸建	1棟	平成10	こぶし	日南町生山471番地2	木造平屋建1棟	2戸建	1棟
			木造二階建1棟	2戸建	3棟				木造二階建1棟	2戸建	3棟
			木造平屋建1棟	3戸建	1棟				木造平屋建1棟	3戸建	1棟
			木造二階建1棟						木造二階建1棟		
平成11	多里	日南町多里663番地1	木造平屋建1棟	2戸建	1棟	平成11	多里	日南町多里663番地1	木造平屋建1棟	2戸建	1棟
			木造平屋建1棟	3戸建	2棟				木造平屋建1棟	3戸建	2棟
			木造二階建1棟						木造二階建1棟		
平成14	多里第2	日南町多里657番地1	木造平屋建1棟	2戸建	2棟	平成14	多里第2	日南町多里657番地1	木造平屋建1棟	2戸建	2棟
			木造二階建1棟	2戸建	1棟				木造二階建1棟	2戸建	1棟
平成10	伯南第1	日南町三栄1715番地9	木造平屋建1棟	2戸建	1棟						
			木造二階建1棟	2戸建	4棟						
平成9	伯南第2	日南町霞916番地3	木造二階建1棟	2戸建	2棟						

備考 改正部分は、下線の部分及び太枠で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日南町高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例(昭和53年日南町条例第24号)は、廃止する。

附 則  
この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第13号

日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日南町高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年日南町条例第2号)は、廃止する。

附 則  
この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第14号

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例の制定について

次のとおり、日南町農林M I R A I 振興センターの設置及び管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例

日南町農林M I R A I センターの設置及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日南町の基幹産業である農業及び林業の振興、担い手の育成並びに地域産業の活性化を図り、あわせて地方創生に資するため、日南町農林M I R A I センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するため、次のとおり日南町農林M I R A I センターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 日南町農林M I R A I センター

位置 鳥取県日野郡日南町霞 729 番地

3 センターには、事務所、研修施設、宿舎その他町長が必要と認める施設を設ける。

（管理の原則）

第3条 センターは、町長が管理する。

2 町長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にその管理を行わせることができる。

（業務）

第4条 町長又は指定管理者（以下「管理者」という。）が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるものとする。

(1) センターの施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

(2) センターの使用の許可及び使用条件に関する業務

(3) 研修生、担い手その他関係者の受入れ及び利用調整に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第5条 センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限及び許可の取消し)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用の制限、停止又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の利益となるおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他管理上不適当と認めるとき。

(使用料)

第7条 センターの宿舎の使用料は、規則で定める。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

日南町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日南町特別医療費助成条例(昭和48年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第25項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の請求によることができない場合において、<u>被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前2項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うこと</u>によって行う。</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医</p>	<p>(助成)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第24項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。)の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>鳥取県外の医療機関等において療養又は医療を受けた場合</u>その他の場合において、被保険者等が医療費を支払ったときにおける当該支払った医療費の助成は、前2項の規定にかかわらず、被保険者等に支払うことによって行う。</p> <p>(受給資格証の提示)</p> <p>第7条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医</p>

<p>療機関等に受給資格証を提示しなければならない。ただし、<u>受給資格証の交付を受けた医療受給者が受給資格証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>療機関等に受給資格証を提示しなければならない。 _____          _____          _____          _____          _____          _____</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
 この条例は、令和8年4月1日の日から施行する。

議案第16号

日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

次のとおり、日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

第1条 日南町税条例(昭和45年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 町税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4) 略  <u>削る</u>	(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 町税並びにその <u>督促手数料</u> 、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4) 略  <u>(督促手数料)</u> 第21条 <u>徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、80円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>日南町税外収入金の督促及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促 _____ 及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促状) 第2条 略 2 略</p> <p>(延滞金の納付等) 第3条 略税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、前条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 略</p> <p>(延滞金の端数計算) 第4条 略 2 略</p> <p>(委任) 第5条 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、延滞金特例基準割合(平均貸付割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合</p>	<p><u>日南町督促手数料及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の督促にかかる手数料及び延滞金の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促手数料の徴収等) 第2条 略 2 略 第3条 前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき80円を徴収する。</p> <p>(延滞金の納付等) 第4条 略税外収入金を納期限後に納付する者(以下「納付者」という。)は、第2条の督促を受けた場合においては、当該納付金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。 2 略</p> <p>(延滞金の端数計算) 第5条 略 2 略</p> <p>(委任) 第6条 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例) 3 当分の間、第4条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、延滞金特例基準割合(平均貸付割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントに満たない場合には、その年(以下この項において「特</p>

<p>には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 日南町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第5条（削る）</u></p>	<p>(保険料の督促手数料) <u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、80円とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 日南町介護保険条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第8条（削る）</u></p> <p>(延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、<u>日南町税外徴収金の督促及び延滞金徴収条例(昭和45年日南町条例第34号)第4条第1項の規定により計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>(保険料の督促手数料) <u>第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、80円とする。</u></p> <p>(延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、<u>日南町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年日南町条例第34号)第4条第1項の規定により計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第5条 日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(昭和45年条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(料金の督促) 第23条の2 略 2 (削る)	(料金の督促) 第23条の2 略 2 町長は、前項の規定により督促状を發したときは、發行にともなう経費 1件80円を徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第6条 日南町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(家賃の督促) 第18条 略 2 (削る)	(家賃の督促) 第18条 略 2 町長は、前項の規定により督促状を發したときは、發行にともなう経費 1件80円を徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第7条 日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(家賃の督促) 第13条の2 略 2 (削る)	(家賃の督促) 第13条の2 略 2 町長は、前項の規定により督促状を發したときは、發行にともなう経費 1件80円を徴収する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第8条 日南町道路占用料徴収条例(平成元年条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(督促及び延滞金の徴収) 第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、督促_____及び延滞金を徴収する。 2 前項の督促_____及び延滞金の額及びこれらの徴収方法については、 <u>日南町税外徴収金の督促及び延滞金徴収条例(昭和45年日南町条例第34号)</u> の規定を準用する。	(督促手数料及び延滞金の徴収) 第6条 法第73条第1項の規定による督促をしたときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。 2 前項の督促手数料及び延滞金の額及びこれらの徴収方法については、 <u>日南町督促手数料及び延滞金徴収条例(昭和45年日南町条例第34号)</u> の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に納期限の到来した歳入に関し發した督促状に係る督促手数料については、その督促状を發した日に係らず、なお従前の例による。

議案第17号

日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり、日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

日南町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(乳児等通園支援事業者の責務)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分な考慮を払って設けられなければならない。

(設備及び運営に関する最低基準)

第7条 最低基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

次のとおり、日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

日南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(以下「運営基準」)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令95号)において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道

府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業(法第 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営に関する基準)

第 4 条 運営基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和 7 年内閣府令第 9 5 号)の定めるところによる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

議案第 19 号

日南町遺児手当支給条例の一部改正について

次のとおり、日南町遺児手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

日南町遺児手当支給条例の一部を改正する条例

日南町遺児手当支給条例（昭和 47 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>町が、父母の一方又は両方が死亡若しくは障がいの状態（児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）別表第 2 に定める程度の障がいの状態をいう。以下同じ。）となった児童について遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>児童</u>」とは、義務教育終了前<u>_____</u>（15 歳に達した日の属する学年の末日以前<u>_____</u>をいい、同日以後引き続いて中学校又は<u>特別支援学校</u> <u>_____</u>の中学部に在学する児童を含む。）<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>者をいう。</p> <p>(削る)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>遺児について</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>遺児手当を支給することにより、<u>遺児の健全な育成を図り、もってその福祉を増進することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「<u>遺児</u>」とは、義務教育終了前<u>の児童</u>（15 歳に達した日の属する学年の末日以前<u>の児童</u>をいい、同日以後引き続いて中学校又は<u>盲学校、聾(ろう)学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。）で、町内に住所を有するもののうち、その養育者が次の各号に掲げる事由に該当する者をいう。</u></p> <p>(1) 天災又は交通事故、海難その他の事</p>

<p>(削る)</p> <p>2 この条例にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻と同様の事情にあった者を含むものとする。</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 父母の一方が死亡又は障がいの状態となった児童を看護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない者</p> <p>(2) 父母の一方が死亡又は障がいの状態となった児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育(父母以外の者が、その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>(3) 父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p>	<p>故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障がいの状態(児童扶養手当法施行令(昭和 36 年政令第 1405 号)別表第 2 に定める程度の障がいの状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が災害により死亡し、又は重度障がいの状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)</p> <p>(2) 災害以外により死亡し、又は障がいの状態となったもの</p> <p>(新設)</p> <p>2 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 父</p> <p>(2) 母(父が死亡し、若しくは重度障がいの状態にあるとき又はこれらと同様の状態にあるときに限る。)</p> <p>(3) 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者で、前 2 号に掲げる者以外のもの(父及び母が死亡し、若しくは重度障がいの状態にあるとき又はこれらと</p>
--	---

<p style="text-align: center;">_____</p> <p>(手当の支給)</p> <p>第3条 町長は、<u>児童</u>の養育者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者(以下「養育者等」という。)に対し、遺児手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する<u>児童</u>については、支給しない。</p> <p>(1) <u>日南町内に住所を有しないとき</u></p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>(2) <u>父又は母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした者でその配偶者と生計を同じくする者</u></p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、<u>2,000円</u>に<u>_____</u>手当を支給する<u>児童</u>の数に乗じて得た額とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 <u>児童</u>の養育者等は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>同様の状態にあるときに限る。)</u></p> <p>(手当の支給)</p> <p>第3条 町長は、<u>遺児</u>の養育者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者(以下「養育者等」という。)に対し、遺児手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当する<u>遺児</u>については、支給しない。</p> <p>(1) <u>父がその生計を維持するに至った者</u></p> <p>(2) <u>母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をした者でその配偶者と生計を同じくするもの</u></p> <p>(3) <u>父から認知された者でその父と生計を同じくするもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第4条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、<u>次に掲げる額</u>に手当を支給する<u>遺児</u>の数に乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>第2条第1項第1号の該当児童</u> 月額 <u>2,000円</u></p> <p>(2) <u>同条同項第2号の該当児童</u> 月額 <u>1,000円</u></p> <p>(認定)</p> <p>第5条 <u>遺児</u>の養育者等は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。</p>
--	---

<p>(支給期間及び支払期月)</p> <p>第 6 条 手当の支給は、<u>児童の養育者等</u>が前条の規定による認定の請求をした日の属する月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>2 <u>児童の養育者</u>が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、<u>児童の養育者等</u>がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月から始める。</p> <p>3 手当は、毎年 <u>4 月から翌年 3 月までの期間</u>を対象とし、<u>第 4 条の規定により算出した額</u>を当該年度内に支払うものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(支給期間及び支払期月)</p> <p>第 6 条 手当の支給は、<u>遺児の養育者等</u>が前条の規定による認定の請求をした日の属する月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p> <p>2 <u>遺児の養育者</u>が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、<u>遺児の養育者等</u>がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月から始める。</p> <p>3 手当は、毎年 <u>3 月、7 月及び 11 月の 3 期</u>に、<u>それぞれの前月までの分</u>を支払う。<u>ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。</u></p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例の廃止について

日南町放課後児童保育施設の設置及び管理運営に関する条例（平成 14 年条例第 11 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 21 号

日南町過疎地域持続的発展計画の策定について

次のとおり、日南町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項に基づき、日南町過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めることに対して承認を求める。

# 日南町過疎地域持続的発展計画

(計画期間：令和8年4月1日～令和13年3月31日)

日 南 町

# 目 次

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	5
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	8
(7)	計画期間	8
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	8
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	9
(1)	現況と問題点	9
(2)	その対策	10
(3)	計画	11
3	産業の振興	12
(1)	現況と問題点	12
(2)	その対策	13
(3)	計画	15
(4)	産業振興促進事項	20
4	地域における情報化	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	21
5	交通施設の整備、交通手段の確保	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	24
(3)	計画	24
6	生活環境の整備	27
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	29

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	3 1
(1)	現況と問題点	3 1
(2)	その対策	3 2
(3)	計画	3 3
8	医療の確保	3 5
(1)	現況と問題点	3 5
(2)	その対策	3 5
(3)	計画	3 6
9	教育の振興	3 7
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 8
(3)	計画	3 9
10	集落の整備	4 1
(1)	現況と問題点	4 1
(2)	その対策	4 1
(3)	計画	4 2
11	地域文化の振興等	4 3
(1)	現況と問題点	4 3
(2)	その対策	4 3
(3)	計画	4 4
12	再生可能エネルギーの利用の推進	4 5
(1)	現況と問題点	4 5
(2)	その対策	4 5
(3)	計画	4 6

# 日南町過疎地域持続的発展計画

## 1 基本的な事項

### (1) 町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、西に島根県、南に岡山県、南西に広島県と3県に接しており、昔から様々な形で交流が行われてきました。中国山地の中央、分水嶺に位置し、山陰と山陽を結ぶJR伯備線の要路です。県庁所在地の鳥取市までは128 km、広域市町村圏の中心都市の米子市までは38 km、新幹線の最寄りの駅がある岡山市までは110 kmの位置にあります。

鳥取県西部の一級河川である日野川は、源流を本町に発し、谷間からの大小の河川が合流し、次第に川幅を広げています。本町においては、地形的に大きく3つの谷に分かれており、河川沿いに農地と集落が点在する田園風景は、標高290~650m位にかけて広がっています。平坦地はきわめて少なく、山林・原野が9割を占めています。

明治21年に公布された市制・町村制によって10ヶ村が誕生し、大正時代の合併で奥日野7ヶ村が実現しました。昭和22年の地方自治法施行により、町村合併による地方自治体再編が時代の流れとなり、合併の気運の盛り上がりの中、昭和30年には一部の合併により「伯南町」及び「高宮村」が誕生しました。その後4年の年月を経た昭和34年に、新市町村建設促進法による総理大臣勧告に基づいて5町村による合併が行われ、現在の「日南町」が誕生しました。戦後2度の合併を経て誕生した本町の面積は、現在340.96㎢で、県面積のおよそ1割を占めています。

平成の大合併により、鳥取県内においても39あった市町村が現在では19となっています。本町においては鳥取県西部を中心とした広域合併を指向しつつも、平成15年2月、単独町政を選択し、現在に至っています。

#### イ 過疎の状況

本町の人口は昭和25年に16,045人（合併前の合計）とピークに達し、その後昭和38年を境に急激な減少が始まり、いわゆる過疎化傾向が顕著になりました。これは大きくは昭和30年代から本格化した高度経済成長に起因しますが、昭和38年に町を襲った豪雪による出稼ぎ者の増加もその一因でした。

その後も、主要産業である農林業はコメ価格の下落や安価な外国産木材に押されるなど衰退し、クロム鉱山の閉鎖、公共事業の縮小による建設業の廃業や縮小など、地場産業の不振に加え、高齢者世代人口の自然減少が始まり、人口減少が加速化しています。都市との所得格差、生活環境整備の立ち遅れが大きな要因となって、若者を中心とした構造的な人口流出に加え、今後は高齢者の自然減少が更に加速すると予測されます。

今後は人口維持のため、新卒者の町外流出の抑制による生産年齢人口増加への取り組みや、U I ターン施策、医療、教育、子育て、雇用、人づくり、生活環境施策など定住基盤の向上への戦略的取り組みが重要となってきます。

昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法と過去 4 次にわたって過疎対策立法が施行され、この間本町では町過疎対策計画に基づいて諸施策に取り組んできました。

それぞれの内容を見ると、基礎的な公共施設整備、産業・生産基盤の整備、それらを踏まえた活性化方策の模索、福祉施設の整備など、過疎化の下での都市部との格差是正を主眼とした社会基盤整備に貢献した意義は大きいと考えています。

今後は基幹産業である農林業の振興を図るための基盤整備、近代化施設整備や、超高齢社会に対応できる福祉や生活環境、医療体制の維持・強化とあわせて、若年層の移住・定住を進め、産業や地域の後継者確保に取り組むことが必要不可欠です。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は、長い間農林業と建設業を主体としてきましたが、立地条件に恵まれないことや規模が零細であること、国民の生活様式の変化等により、町民の所得水準は低く推移しています。また、少子高齢化が一層加速し、地域経済をめぐる環境は更に厳しさを増しています。

そうした中、都市部の後追的な施策に終始するのではなく、本町の立地特性を低密度の多自然居住地域、多様で豊かな地域特性と潜在力を持つ地域として捉えた施策を講じることが重要であると考えています。地域住民が地域で住み続けられるために、充実した生活を支える機能を備えた小さな拠点づくりや、それを結ぶ交通体系の整備などの施策が今後さらに必要になってくると考えます。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口を年齢階層別にみると、65 歳以上の高齢者比率は令和 7 年 3 月末現在で 55.0% (住民基本台帳による。) となっています。15~29 歳の若年層の人口比率をみると、平成 23 年 3 月末の 10.6% から 6.9% へと減少しています。65 歳以上人口は長い間増加の一途でありましたが、平成 15 年度をピークとして実数では減少に転じています。高齢化率の高い本町で、高齢者を中心とした死亡数は増加しており、今後自然動態を主因とした大幅な人口減少が急速に進んでいくこととなります。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した人口の推計値では、令和 27 年 (2045 年) には 1,917 人と予想されていましたが、令和 5 年 (2023 年) に公表された人口推計値では 2,396 人と上振れし、これまでの行政施策が一定の成果を上げているものと考えられます。今後も人口維持への U I ターン施策等、戦略的な取り組みを進めていきます。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率									
総 数	人 15,286	人 9,730	% △36.3	人 7,974	% △18.0	人 6,112	% △23.4	人 4,765	% △22.0	人 4,196	% △11.9	
0歳～14歳	5,160	1,846	△64.2	1,160	△37.2	593	△48.9	352	△40.6	296	△15.9	
15歳～64歳	8,874	6,324	△28.7	4,718	△25.4	2,775	△41.2	2,068	△25.5	1,708	△17.4	
うち15歳 ～29歳(a)	3,040	1,420	△53.3	722	△49.2	528	△26.9	366	△30.7	291	△20.4	
65歳以上(b)	1,252	1,560	24.6	2,096	34.4	2,744	30.9	2,345	△14.5	2,192	△6.5	
(a)/総数 若年者比率	% 19.9	% 14.6		% 9.1		% 8.6		% 7.6		% 6.9		
(b)/総数 高齢者比率	% 8.2	% 16.0		% 26.3		% 44.9		% 49.2		% 52.2		

産業構造の変化をみると、昭和50年までは農業を中心とした第一次産業が半数以上を占めていましたが、平成2年には37%にまで落ち込み、その後横ばいで推移しています。農林業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。全国的な傾向として零細兼業農家や高齢専業農家の離農に歯止めがかからず、集落の農地は認定農業者や集落営農法人などの中心的な担い手に集約が進んでいます。本町においても同様で、認定農業者や集落営農法人など、自立的で意欲ある農家への重点的な支援を行ってきました。林業においては、木材加工企業の創業をはじめ、組合設立による連携強化などの取り組みにより就業の場が確保されるとともに、収入間伐による人工林材への需要が増加しています。また、持ち出し間伐への補助金交付や近年の担い手育成の取り組みが契機になり、林業従事者は増加傾向となっています。しかしながら、経営には公的支援が欠かせない状況が依然として続いており、補助金に頼らない経営が成立する仕組みが求められています。

第二次産業である製造業・建設業は、昭和50年頃から就業人口が増加し、平成12年までは約3割を維持していましたが、平成17年には18%まで落ち込み、以降横ばいとなっています。

第一次産業・第二次産業の就業者人口が減少する中、介護・医療・福祉職場を中心とした第三次産業への労働力のシフトが続いています。第三次産業では、高齢者福祉のニーズが高まる中、社会福祉法人の設立により福祉職場で一定の雇用が増加しています。しかしながら、近年、医療・介護の現場では人材確保が大きな課題となっており、外国人材の活用なども積極的に進めていく必要があります。一方、小売業・飲食業など商工業者については、地域店舗の廃業等により、地域住民の日常生活にも困難が生じており、移動販売など買い物環境の確保が大きな課題です。

### (3) 行財政の状況

町の財政健全化指標である実質公債費比率・将来負担比率などは、国が定める早期健全化基準を下回っており、県内でも上位の健全な水準を引き続き維持しています。

一方で、本町の財政力指数は0.16と、鳥取県平均・全国類似団体平均と比べても低い水準にあります。これは、財政運営に必要な需要額に対して地方税収入が乏しく、地方交付税や国県支出金、町債といった依存財源に頼らざるを得ない状況が続いているからです。加えて、人口減少に伴って地方交付税をはじめとする各種交付金の大幅な減少も避けられない見通しであり、将来にわたって持続可能な財政運営を維持していくうえで、厳しい局面が続いていく見込みです。

こうした状況を踏まえて、本町のような中山間過疎地域が今後も持続的に発展していくためには、既存事業について不断の見直しを行うとともに、効率的な行財政運営のために職員一人ひとりが経営感覚をもって行動していくことが重要です。具体的には、町民ニーズの的確な把握や財源確保の工夫、優先度の低い支出の抑制などに取り組み、新たな視点を取り入れながら最少のコストで最大の成果を生み出すことが求められます。引き続き有利な財源の確保に努めるとともに、施策の選択と集中によって、各種事業の推進と健全財政の両立を目指してまいります。

表1-2 (1) 財政の状況

単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	6,509,767	7,992,135	7,545,200
一 般 財 源	4,239,253	4,007,229	3,660,157
国 庫 支 出 金	349,425	482,953	769,088
都道府県支出金	750,517	856,215	1,132,315
地 方 債	461,220	1,492,800	1,051,871
うち過疎対策事業債	206,700	1,424,900	680,700
そ の 他	709,352	1,152,938	931,769
歳 出 総 額 B	6,169,126	7,488,058	7,313,623
義 務 的 経 費	2,106,671	1,801,740	1,657,136
投 資 的 経 費	849,549	2,425,224	2,484,015
うち普通建設事業	728,917	2,387,264	1,764,904
その他	3,212,906	3,261,094	3,172,472
歳入歳出差引額(A-B)	340,641	504,077	231,577
翌年度へ繰越すべき財源D	98,559	257,098	128,533
実質収支 C-D	242,082	246,979	103,044
財 政 力 指 数	0.135	0.136	0.160
公 債 費 負 担 比 率	21.4%	15.9%	14.1%
実 質 公 債 費 比 率	15.7%	9.8%	7.2%

起債制限比率	3.6%	—	0.1%
経常収支比率	87.1%	89.0%	91.0%
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	6,718,954	6,718,954	6,031,997

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、町過疎対策計画に基づく諸施策に積極的に取り組んできました。

この結果、生活基盤の整備、福祉・教育施設の充実、産業基盤の整備、情報基盤格差是正などについて一定の成果を見ることができましたが、地域経済の停滞、農林業後継者育成の伸び悩み、少子高齢化の進行、集落自治機能の低下など、現状の課題は深刻です。また、農地基盤整備や林業基盤整備などについても継続的に建設投資を行ってきましたが、過去に整備した施設の老朽化に伴う再整備や大型機械導入による省力化につなげるための大区画化など、新たなニーズも高まっています。

今後は、本町の自然や文化をもう一度見直し、この地域の個性や特色を大切にしながら他地域からのニーズに適切に対応していくことにより、国全体の中で過疎地域に今期待されている役割を自ら担っていく必要があります。国土・環境保全という施策の中で、明確な位置づけを得ることが地域の持続的発展につながるものと考えます。

前述した、本町が直面する課題と今日までの過疎対策の実績や、社会的・経済的諸条件を踏まえ、個性と魅力あふれる町を築くための新たなまちづくりの指針として策定した「第6次日南町総合計画」の基本構想である、「創造的過疎のまちへの挑戦」を具体的な施策として推進していきます。

人口減少と超高齢社会という状況の中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域、産業、組織など、それぞれの分野の将来を支える人材の育成・確保が急務であり、最も重要な取り組みです。あわせて、施策や地域内の情報を住民に公開していくことで住民参画を促進し、町外に対しても積極的に情報発信することが大切です。

また、市町村単位ではなく複数の市町村が連携し、協調して取り組まなければならない時代へと移ってきており、水源保全、ごみ処理、観光振興から、事務の共通化・共同化による経費削減などに至るまで、より広域的な対応が必要な課題が生じています。本町では、消防やごみ・し尿処理などを広域的に取り組んでいるほか、鳥取・岡山県境連携推進協議会、鳥取県西部地域振興協議会、鳥取県日野郡連携会議により、中山間地域の産業・観光分野の振興、行政サービスの向上と効率化などに取り組んでいます。地域主権の名のもとに同じ課題を抱え、顔の見える圏域において、地域のニーズに合った効率的でスケールメリットが得られる広域連携に取り組んでいくことが必要です。

令和元年7月、国から「SDGs未来都市」に認定され、令和3年3月には「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しました。今後は、国が推し進める脱炭素や地方自治体のデジタルトランスフォーメーションなど、県とも連携しながら取り組んでいきます。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

令和2年度に策定した「第6次日南町総合計画」の基本構想は、「ひとづくり」と「持続可能なまちづくり」の2本柱に基づき、「創造的過疎のまちへの挑戦」と定めています。

第6次日南町総合計画の後期基本計画にあたる「第3期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」では次の4つを定めています。

- ①しごとをつくり、安心して働けるまちづくり
- ②日南町への移住・定住を促進させる
- ③結婚・出産・子育ての希望を実現させる
- ④安心して暮らし続けられるまちづくり

本計画は、「第3期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」と目的を同じくしていることから、同総合戦略内の基本計画を、本計画での基本目標とします。

また、これに基づき、本計画全般における人口に関する目標として、令和12年の人口を3,449人と設定しました。これは、合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーションによるものです。合計特殊出生率が現状より改善するだけでは人口減少に歯止めを掛けることが難しいため、合計特殊出生率の増加に加え、社会増減・自然増減が同一もしくはプラスに転じることにより緩やかな人口減少につながると考えています。

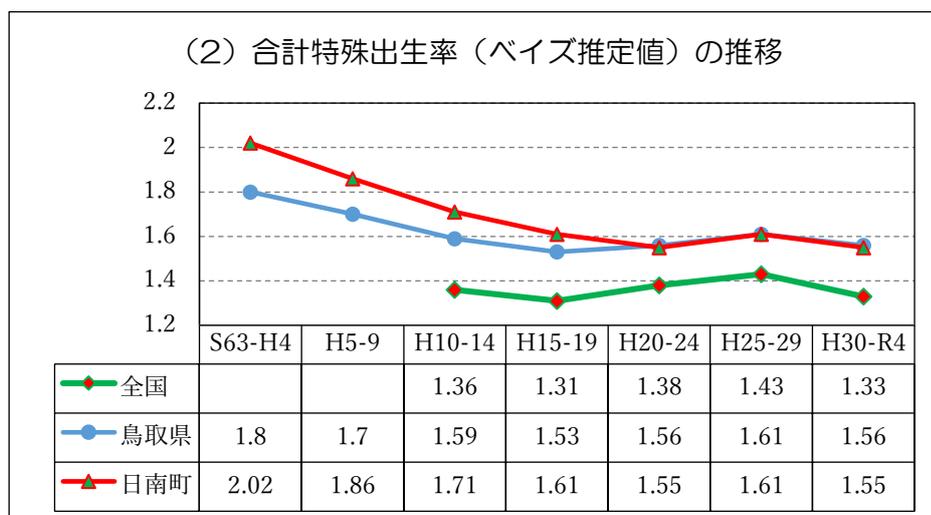
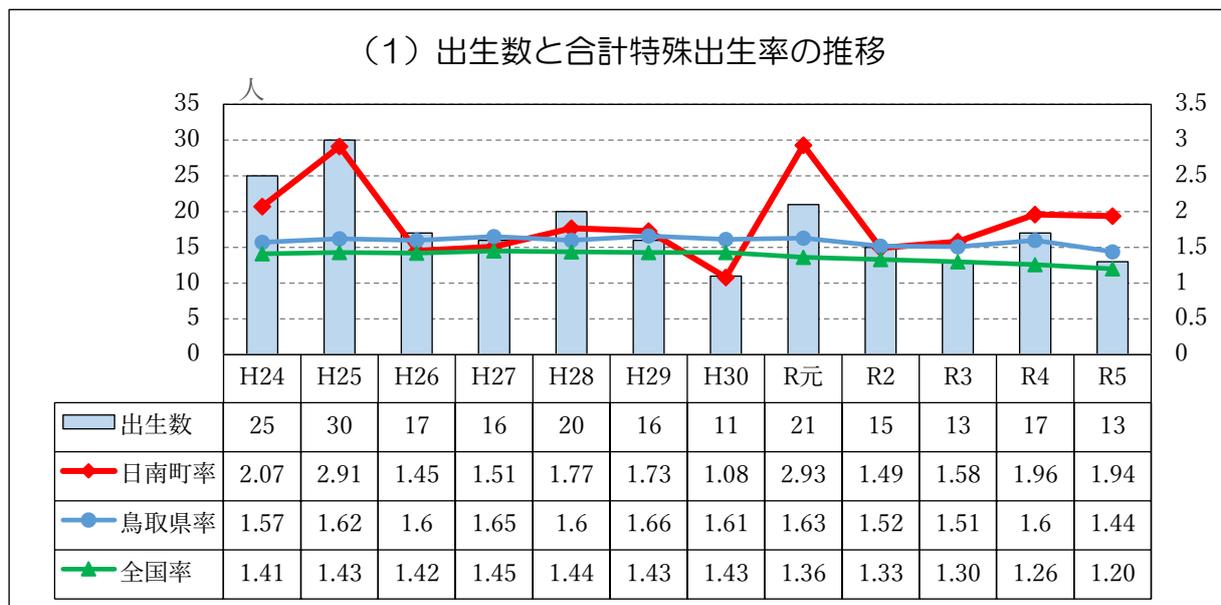
「第3期まち・ひと・しごと創生日南町総合戦略」における人口推計

単位：人

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
社人研※	4,196	3,654	3,177	2,752	2,396	2,066	1,765
総合戦略		3,824	3,449	3,143	2,870	2,637	2,444

※国立社会保障・人口問題研究所推計準拠

合計特殊出生率の推移（「人口動態保健所・市区町村別統計」より）



特に出生数が少ない地域の場合、合計特殊出生率の数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難です。これは、標本数が少ないため、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためです。

このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」が、合計特殊出生率の推定にあたっての有力な手法となります。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度の所管課による内部評価に加え、パブリックコメントにより意見や改善案を募り、次年度計画に反映させます。また、達成状況について議会への報告を行うとともに、町ホームページで公開します。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

「日南町公共施設等総合管理計画」では、公共施設を適正に管理していくために、公共施設の管理に関する目標や基本方針を定め、その中でアセットマネジメント取組方針は次の5つを定めています。

- ①施設の長寿命化や維持管理コストの更なる縮減を目指して計画的な施設管理を実施する。
- ②既に本町が所有している同種の施設との統合を行い、一体の施設として整備する。
- ③既に本町が所有している異なる種類の施設との統合を行い、両方の機能を有した複合施設を整備する。
- ④施設の改修を実施し、他の公共機能を有した施設として利用する。
- ⑤施設の廃止を行い、建物解体、跡地の売却を行うことで将来的な更新費用の縮減・他施設の更新費用捻出を図る。

これらに基づいた総資産量の適正化を目指し、総延床面積を30年間で20%縮減（平成26年度末比）することを目標としています。

本計画では、「日南町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住の促進

高齢化率が50%を超える本町では、生産年齢人口を増やしていくことが急務となっています。令和7年3月末時点の住民基本台帳人口は3,824人（外国人含む）で、前期計画開始時の令和2年3月末の4,448人から約624人（14%）減少しており、特に若年層を中心とした人口減少が続いています。

本町ではこれまで、「日南町いきいき定住促進条例」に基づく各種交付金、各種媒体を利用した情報発信、空き家バンクによる住宅紹介、子育て・教育支援の充実、婚活事業による出会いの場の創出など、移住・定住を促す包括的な施策を展開してきました。さらに、令和4年4月には一般社団法人日南町観光協会が「一般社団法人山里 Load にちなん」へと名称変更し、観光振興に加えて、空き家を活用した移住・定住促進、相談から受入、移住後の支援まで切れ目のない一体的な支援体制の構築に取り組んでいます。これらの取組により、令和5年度の移住者数は33人（前年比+9人）と増加傾向にあり、令和8年1月には「2026年版 第14回 住みたい田舎ベストランキング」において人口10,000人未満のまち総合部門第7位を獲得するなど一定の成果が見られます。

しかしながら、人口減少が地域経済の縮小を招き、地域経済の縮小がさらに人口減少を加速させ、地域コミュニティの維持が困難となる負のスパイラルからは依然として脱却できていません。このため、若年層の流入促進と流出防止、進学等で町外へ転出した出身者のUターン支援、将来的な担い手となる人材の育成が喫緊の課題となっています。

#### イ 地域間交流

本町では、これまで米カリフォルニア州スコッツ・バレー市、宮崎県日南市との交流に加え、近年では米ワシントン州シアトル市との小・中学生のホームステイ相互受入を行うなど、国内外の交流を推進してきました。また、平成30年5月にはモンゴル国中央省ゾーンモド市と「友好交流に関する覚書」を締結し交流に取り組んできました。

一方、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻など、社会情勢の大きな変化により自治体間交流や各種イベントは停滞し、従来型の交流事業のあり方を見直す必要性が顕在化しました。こうした中、観光などの一過性の交流にとどまらず、二地域居住、ボランティア、地域活動への参画などを通じて地域と継続的に関わる「関係人口」の拡大が重要となっています。しかし、受入体制の整備や成果の見える化、地域住民の負担軽減といった点が課題となっています。

## (2) その対策

### ア 移住・定住の促進

多様化する移住・定住ニーズに対応するため、一般社団法人山里 Load にちなんを中心とした相談・受入・定着支援体制を強化し、移住定住相談員による移住相談、仕事・生活相談など、きめ細かな対応を行います。

情報発信については、町公式 LINE、Instagram 等の SNS を活用するとともに、行政・移住・観光の各ホームページを充実させ、日南町で暮らすことの楽しさや都会では体験できない魅力を効果的に発信します。あわせて、全国の移住交流フェアへの参加を積極的に行い、認知度向上と相談機会の創出を図ります。

また、同窓会や二十歳を祝う会などを通じて町外在住の出身者の把握に努め、SNS を活用した求人情報やイベント情報の発信など、Uターンを意識した働きかけを強化します。一定期間町内に滞在し暮らしを体験できる仕組みを整備し、二地域居住や移住につなげます。

住民満足度（ウェルビーイング）の向上を図るため、統計データや各種デジタルデータを活用する都市 OS の考え方を踏まえ、「サービス提供スピード」と「サービスの質」の向上を目指し、都市部との情報格差の是正に向けた取組を検討します。

住宅施策については、公営住宅の長寿命化や入居要件の見直しを行うとともに、空き家バンクの充実、改修支援の強化、民間活力を活用した若者・子育て世帯向け住宅の整備など、多様な手法を組み合わせ、移住・定住の受け皿を確保します。

人材育成については、若年層をはじめ多くの住民が地域活動に参画できる環境づくりを支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用し、都市部からの人材獲得を進めます。さらに、公設塾「まなびや縁側」によるふるさと教育を通じて、将来地域を支える人材の育成に取り組みます。

婚活事業については、イベント開催や相談所登録料助成、結婚相談所との連携による学習機会の提供などにより、結婚を希望する独身者への支援を行います。

### イ 地域間交流

国際交流については、シアトル市とのホームステイ交流や国際交流員による啓発活動を継続するとともに、モンゴル国中央県ゾーンモド市との交流については、文化交流に加え、教育分野など協定に基づく連携を検討します。

国内外を問わず、様々な主体を巻き込んだ交流事業を推進するとともに、町外者向け「たったもカード」やまち活ポイントの活用、ふるさと納税や町人会等を通じた情報発信により、継続的な関係づくりを進めます。

また、副業・兼業人材の受入や若者団体の自主的活動支援などを通じて関係人口の拡大を図り、将来的な移住・定住につながる流れを創出します。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(1) 移住・定住	多様化する移住定住者に対する住宅施策の充実	町	
	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業 移住・定住	日南町いきいき定住促進条例に基づく交付金事業 (人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する。)	町	
		移住定住支援組織運営支援 (専門的な知識を有する法人を組織化し、移住定住業務を委託することで、移住者のニーズに即応できる体制を整備する。)	町	
		婚姻奨励事業 (若者の結婚・定住のために婚活イベントなどを開催し、若者同士の交流や地域の活性化を図る。)	町	
		定住促進団地住宅建設助成事業 (転入者等の定住促進対策として、利便性の高い町有地を安価で貸借し、住宅を新築する者に対して補助金を交付する。)	町	
		人材育成 日野郡ふるさと教育推進事業 (若者の地元定着と将来の担い手を育てるため、「ふるさと教育」を推進する。日野郡3町が合同で運営する中・高校生を対象とした公設塾での学びを通し、生涯の仲間を生み、ふるさとに対する誇りを持ち続けることができる人材の育成を目指す。)	三町	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

農業は、町の基幹産業として重要な位置を占めてきました。昼夜の寒暖差が大きい準高冷地の気候を活かした水稻、トマト、ピーマン、白ネギ、ブロッコリーなどの生産が行われており、農業・林業は町内産業売上のおよそ2割を占める基幹分野となっています。

しかし、物価高騰、燃料費高騰など社会情勢の変化により、消費の減退や農産物価格の上昇傾向が続いています。また、野生鳥獣被害の拡大、食の安全性に対する消費者ニーズの高度化、資材価格・飼料価格の高騰などのコスト上昇分を十分に価格転嫁できないなど、生産者を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。令和6年には「令和の米騒動」により、米の供給不安や価格上昇が生じ、食料安全保障と持続可能な農業の重要性が改めて認識されました。

近年までの米価の低迷を背景に、準高冷地の気象条件を活かした野菜生産に力を入れた複合型の農業経営を取り入れる農家も増えています。なかでも特産品である「日南トマト」は年間販売額が3年連続で2億円を超えるなど、本町農業を牽引する品目となっており、新規就農促進や高付加価値化に寄与しています。一方で、水稻についても「米どころ日南町」としてのブランド化や付加価値向上に向けた検討が進められています。令和6年には、国の「みどりの食料システム戦略」に基づくオーガニックビレッジ宣言を行い、官民連携による有機農業の実証や取組拡大を進め、環境負荷軽減と所得向上の両立を目指しています。

平成12年度からの中山間地域等直接支払制度、平成26年度からの多面的機能支払交付金事業は、農地の良好な保全に大きく貢献していますが、農業従事者の高齢化が急速に進み、耕作放棄地の増加や担い手不足が深刻化しています。平成21年度から取り組む農業研修生制度により一定の成果は上がっているものの、全国的な新規就農者獲得競争の激化により希望者数は伸び悩んでおり、研修制度のさらなる充実と多様な人材確保策が求められています。

県内の畜産業は、関税引下げ等により衰退傾向にありましたが、平成29年の全国和牛能力共進会で白鵬85の3の系統の出品牛が「肉質日本一」を獲得したことにより、鳥取和牛のブランド価値が再評価されました。しかし、白鵬85の3が令和6年12月病死し、これにより白鵬の血統をもつ子牛が減少するため、子牛価格が下落し、飼料価格の高騰も拍車をかけて経営を圧迫しています。稲わらの粗飼料化など耕畜連携による地域内資源循環の構築が課題となっています。

町土の約89%を占める森林のうち63%が人工林であり、戦後に造成された森林が本格的な伐期を迎えています。高付加価値林産物への加工や販売ルートの確保が課題であり、平成18年創業の株式会社オロチによるLVL製造販売や、「日南町木材生産事業協同組合」を中心とした素材生産体制の強化が進められています。

また、本町は平成 22 年に F S C®森林認証を取得し、町産材のブランド化を推進しています。さらに J-クレジット（カーボン・オフセット）など新たな森林価値の創出や企業の CSR 活動誘致など、多面的な森林活用の動きも広がっています。

平成 29 年度には林野庁の「林業成長産業化地域」に選定され、循環型林業の確立に向けた 7 つの重点プロジェクトを実施しました。しかし、林業においても高齢化と後継者不足が進行しており、令和元年度に開校した「にちなん中国山地林業アカデミー」を核とした人材育成が重要課題となっています。

## イ 商工業等

町内の商工業者は、人口減少による消費流出、高齢化や後継者不足による事業閉鎖などにより厳しい状況にあります。新型コロナウイルス感染症の影響により域外からの収入が減少したことを受け、地域内経済循環を促進するため、デジタル地域通貨「たったもカード」を導入し、町民参加型の消費促進施策を進めています。

工業分野では大規模企業誘致は困難な状況ですが、町内全域に整備された光ファイバー網など都市部と変わらない情報通信基盤を活かし、自然環境と両立した「ここでしかできない」ビジネスモデルの提案による企業誘致を目指す必要があります。

また、若年層人口の減少により全業種で人手不足が顕著となっており、「仕事はあるが人がいない」状況であることを町民全体で共有する必要があります。

## ウ 観光又はレクリエーション

本町は、オオサンショウウオ、ヒメボタル、カタクリ群生地、ニホンサクラソウなどの希少な自然資源に加え、船通山、たたら製鉄遺跡、クロム鉱山跡など歴史文化資源を有しています。しかし、資源同士の関連付けが弱く、情報発信が断片的であるため交流人口の拡大につながっていません。

そこで、令和元年度には観光協会を法人化し、令和 4 年度からは「一般社団法人山里 Load にちなん」として移住定住や空き家バンク事業も含めた総合的な活動を行っています。観光ニーズは物見遊山型から、体験型・参加型、エコツーリズム志向へと変化しており、希少動植物の観察ツアーなどを通じた自然体験型観光の推進や、町内滞在時間を延ばす仕組みづくりが求められています。宿泊施設の不足や情報発信力の弱さが課題であり、空き家を活用した民泊などにより、「通過型」から「着地型」観光への転換を図る必要があります。

## (2) その対策

### ア 農林業

農林業を将来にわたり持続可能な基幹産業としていくため、まずは多様な担い手の確保と育成を最重要課題として位置付けます。このため、農業研修生制度の充実や就農前後の伴走支援を強化するとともに、関係機関と連携し、独立就農、法人就農、半農

半Xなど多様な就農形態の就農希望者を受け入れる体制づくりを進めます。

あわせて、準高冷地の気象条件を活かしたトマト、白ネギ、ピーマン、ブロッコリー等の園芸作物については、生産拡大と品質向上を図り、「日南トマト」をはじめとする特産品のブランド力強化と高付加価値化を推進します。また、水稻についても「米どころ日南町」としての評価向上を目指し、販路開拓や加工・業務用需要への対応など、付加価値を高める取組を進めます。

令和6年に行ったオーガニックビレッジ宣言に基づき、有機農業の実証・普及を進めるとともに、みどりの食料システム戦略に沿った化学肥料・農薬低減や資源循環型農業を推進し、環境に配慮した農業と収益性向上の両立を図ります。鳥獣被害対策については、捕獲体制の強化、防護柵整備、集落ぐるみの対策を継続することで被害の抑制を図り、安心して営農できる環境づくりを進めます。畜産分野では、評価の高いゲノム育種価雌子牛の導入を支援することで経営安定化を図るとともに、稲わらの粗飼料化など耕畜連携を推進し、飼料コスト低減と地域内資源循環の構築を進めます。

林業については、素材生産から加工・販売までの一体的な体制強化を図り、株式会社オロチや日南町木材生産事業協同組合等と連携しながら高付加価値材の生産・販売を推進します。F S C 認証材の活用拡大や町産材利用の促進により森林資源のブランド化を進めるとともに、J-クレジット等の制度を活用した森林の環境価値の見える化と収益化を検討し、森林の多面的機能を活かした新たな収入源の創出を目指します。

さらに、「にちなん中国山地林業アカデミー」を核とした人材育成を進め、研修から就業・定住までを見据えた切れ目のない支援体制を構築します。

## イ 商工業等

町内事業者が将来にわたり安定的に事業を継続できるよう、商工会や関係機関と連携し、経営相談体制の充実、事業承継支援、創業支援を一体的に推進します。あわせて、人口減少下においても地域経済の活力を維持するため、運用から4年で13億円を超える経済効果につながっているデジタル地域通貨「たったもカード」やまち活ポイント制度を活用した消費喚起策を展開し、町内でお金が循環する仕組みづくりを進めます。

また、町内全域に整備された情報通信基盤を活かし、テレワークやサテライトオフィスなど自然環境と親和性の高い企業の誘致を進めるとともに、日南町ならではの強みを活かした「ここでしかできない」ビジネスモデルの創出を支援します。

人手不足への対応としては、求人情報の発信強化やマッチング支援を行うほか、副業・兼業人材や短時間就労（ショートタイムワーク）の活用など多様な働き方を取り入れ、町内事業者の人材確保を後押しします。

## ウ 観光又はレクリエーション

自然・歴史・文化資源を面的につなぎ合わせた周遊型観光の推進を基本とし、「通過

型」から「着地型」観光への転換を図ります。オオサンショウウオやヒメボタルなどの希少資源を活かしたエコツーリズムをはじめ、農泊や体験型プログラムの充実により、町内滞在時間の延伸と観光消費の拡大を目指します。これらの取組を効果的に進めるため、一般社団法人山里 Load にちなんを中心に、観光コンテンツの磨き上げ、ガイド人材の育成、観光情報の一元化を進めます。

さらに、空き家を活用した民泊や簡易宿所などの整備を促進し、宿泊機能の確保を図るとともに、ICTを活用した情報発信や多言語対応を進め、国内外からの誘客とインバウンド対応力の向上を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	基盤整備事業負担金	県		
		ため池整備事業 (改修・修繕・廃止)	町		
		トマトハウス団地造成事業 (ハウス団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大や担い手の育成を図る。)	町		
		畜産団地整備事業	町		
		林 業	公有林整備(保有管理等)	町	
		合板・製材生産性強化支援事業	町		
		林業成長産業化対策事業	町		
		町産材加工施設改修事業	町		
	(3) 経営近代化施設 農 業	農業機械導入補助	町		
		トマト選果場整備事業 (老朽化したトマト選果場の新築・改修に係る事業費の一部を助成し、トマト産地の振興を図る。)	町		
		農産物等乾燥調製施設支援事業	町		
		畜産振興対策事業	町		
		林 業	高性能林業機械導入補助	町	

	苗木生産体制強化事業	町	
	公共施設の木質化事業	町	
(5) 企業誘致	公共施設の基盤整備(条例における町の便宜供与)	町	
(7) 商業 共同利用施設	生山賑わい創設整備事業	町	
	中心地域整備事業 (隣接地等整備)	町	
(9) 観光又はレクリエーション	観光・レクリエーション施設整備(公園・遊歩道・キャンプ場など)	町	
	歴史・産業遺産施設整備等(たたら跡地、鉱山跡、旧家等)	町	
	キャンプ場整備事業 (着地型観光の一つとして、既存の町内キャンプ場を整備管理し、多くの人を取り込む。また、道の駅周辺にRVパークなどを整備し、多様な観光形態を実現し、交流人口の増加を目指す。)	町	
	眺望確保事業 (既存管理している、8ヶ所の山、滝などの整備を行う。)	町	
	山村振興施設機能強化事業	町	
	芝の管理に係る機械導入	町	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	新規就農者ハウス等整備助成(就農の際の初期投資に係るハウス等整備に対する助成を行う。)	町	
	担い手規模拡大集積助成事業(担い手農家への農地集積を促進し、遊休農地の減少と特定農業団体の育成を図る。)	町	
	農業者支援補助事業(農機具等の導入費に対し一部助成を行うことで、農業者の生産意欲拡大を図る。)	町	
	担い手育成対策事業(農業法人等が新たに就業者を雇用した場合に社会保険料を助成し、農業経営の安定化と福利厚生の充実を図る。)	町	
	収入保険制度支援対策事業(様々な要因の農業収入の減少	町	

		に備える「収入保険」への加入を促進し、農業従事者の経営の安定を図る。)		
		野菜等振興補助事業 (農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る。)	町	
		トマト選果場利用促進事業 (出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興につなげる。)	町	
		畜産振興対策事業 (町内畜産農家の生産基盤強化を図る。)	町	
		雌牛導入奨励事業 (和牛畜産農家が繁殖雌牛を導入する際、その導入金額の一部を助成することにより、畜産農家の意欲・所得の向上及び畜産の振興を図る。)	町	
		ゆうきまんまん構想堆肥助成事業 (町内産堆肥の利用による減農薬・減化学肥料、有機多投型栽培の普及を図り、安心・安全な野菜・水稻等の農産物の生産振興に資する。)	町	
	商工業・6次産業化	特産品ブランド化事業 (現在の特産品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品をつくり販売することによって、農業を含めた産業の振興を図る。)	町	
		キャッシュレスシステム運用事業 (地域内での経済循環をより促進させ、地域の活性化につなげていくことを目的として、町独自のキャッシュレスシステムを運用し、持続可能なまちづくりを目指す。)	町	
		小規模事業者経営改善資金利子補給事業 (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』に係る資金利子の一部を助成	町	

観 光

する。)		
社員住宅改修費支援事業 (空き家の利活用と町内企業の雇用促進を図るため、町内施工業者を活用して改修した住宅に従業員を入居させた事業者に対して補助を行う。)	町	
にちなん食のバザール補助事業 (日南町で生産される農産物や農産加工品等の販売機会の拡大、地産地消の推進及び食を中心とした誘客による交流人口増加を図る事業の実施に要する経費を交付する。)	町	
移動販売運営支援事業 (買い物が困難な町民の生活環境を維持・確保するため、町内で移動販売を実施する事業者に対し経費の一部を支援する。)	町	
観光ガイドボランティア育成への支援 (観光ガイドボランティアを育成、活用し、町の交流人口拡大を図る。)	町	
観光ガイドブックの作成 (町の紹介冊子などを作成し、観光客誘致と情報発信を図る。)	町	
産業遺産の活用に向けた学術調査事業 (産業遺産による観光振興に向けて学術的価値・保存の方法などを調査する。)	町	
観光情報発信事業 (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信を行う。)	町	
古民家活用体験事業 (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」、「農」を活用した体験型観光メニューの開発などを行う。)	町	
観光・エコツーリズム促進事業 (点在している観光資源をつなぐツアーづくりを行い、観光客	町	

		を取り込む。)		
		空き家リノベーション補助事業 (空き家を活用した民泊・農泊事業を実施する団体に補助し、町内での滞在時間を増やす。)	町	
		サイクリングロードの整備 (ナショナルサイクルロードに向け、町内の魅力的なサイクルロードを整備し、交流人口の増加を目指す。)	町	
		サイクルロゲイニング運営委託事業 (町内観光の新たな手段として、サイクリングを取り入れた、商店の利用促進の向上と、交流人口の増加を目的としたサイクルイベントを実施する。)	町	
		山村振興施設魅力化事業	町	
	企業誘致	日南町企業立地奨励条例 (一定規模の投下資本額又は常勤雇用がある工場等の新增設のための土地取得費又は借地料を補助する。)	町	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成) (企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う。)	町	
	その他	日南町「ショートタイムワーク」運用事業 (事業所や個人からの短時間の求人ニーズと、個人の空き時間やスキルを活かしての短時間就業の希望をつなぐ仕組みづくりを目指す。)	町	
		ワークライフバランス推進事業 (仕事と生活の調和を目指した取り組みを支援し、人手不足の解消を図る。)	町	
		おしごとフェア委託事業 (こども園・小学校の早い段階で仕事に触れる機会をつくり、町内企業への関心、働く意欲の創出を図る。)	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
日南町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおりです。

また、産業振興において自治体間の広域な連携が必要な施策については、連携自治体それぞれの資源や機能などを活用し、幅広い分野で相互の連携協力を努めます。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

情報基盤については、令和元年度から令和2年度にかけて行った日南町タウンズネット光化事業（F T T H化）により、各世帯までのブロードバンドとテレビの視聴環境は整備したところです。高速インターネットやケーブルテレビによる多チャンネルサービス、地域チャンネルによる議会中継などの行政情報や地域の話題の提供など、これまで整備した情報基盤は住民生活に欠かせないものとなっています。電波を介した通信技術の最新世代である5Gについては、映像等大容量データのダウンロードの短縮化、ほぼ時間差のないデータ伝送による円滑な機械間通信などが可能となり、Society5.0時代に向けて様々なシーンでの活用が期待されます。

一方で、複数の集落は未だ携帯電話不感地域となっています。携帯電話は電気や水道と同じく、私たちの生活を支える重要なインフラです。日常の連絡だけでなく、災害時には安否確認、救急要請など命を守る連絡手段です。引き続き光ファイバー芯線の携帯電話事業者への貸し出しや、国の補助事業などの活用により、携帯電話不感地域を解消するとともに、居住地域以外の屋外における不感の解消も必要で、情報格差の是正を進めていかなければなりません。今後、タウンズネット情報基盤を更に活用した行政情報サービスの向上や、災害に強い多様な情報連絡体制などの課題について対策が必要です。

### (2) その対策

令和3年度に策定した「日南町情報化推進計画」に基づき、情報の分野でも持続可能なまちづくりの実現を目指します。町民自らが必要な情報を速やかに的確に受け取ることができ、活用・課題解決のできるまちを目指し、スマート社会における町民ニーズに合った行政サービスとデジタル技術やデータを活用して、住民生活の利便性向上を目指します。デジタル技術やA Iの活用（議事録の自動作成・チャットボット、OCRなど）により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に振り替えていき、デジタル関連企業やサテライトオフィス誘致などによる新たな雇用の創出を目指します。また、携帯電話不感地域の解消に向けて関係機関との調整を図ります。さらには、屋外広域無線通信環境の構築により、高齢者や子どもの見守り、災害発生時における情報の確実な提供、観光振興及び交通機関の利用促進など、安心・安全に生活できるまちづくりを推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情 報化のための施設 通信用鉄塔施設	携帯電話不感地域解消事業	町	

<p>防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設</p>	行政防災無線施設維持管理	町	
	災害に強い情報化のための施設整備	町	
	屋外無線環境整備事業	町	
	行政サービスのデジタル化事業 (AI・RPAなどの導入)	町	
	番組自動送出設備購入事業	町	
	HFC 施設撤去及び既設電柱廃止設計管理業務事業	町	
	CATV用ビデオカメラ整備事業	町	
<p>(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化</p>	<p>行政情報発信事業 (現在、主に行政ウェブサイトだけとなっている情報発信手段に、SNS、地域チャンネルを効果的に活用し、より多くの方に情報が届く手法を検討し情報発信のできる環境を整備する。)</p>	町	
	<p>DX人材育成事業 (先頭に立ってDXを牽引できる人材を育成するため、定期的にデジタル技術について学習できる環境を作るとともに、eスポーツイベントなどデジタル技術が体験できる場づくりを行う。)</p>	町	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

鳥取県の10分の1を占める約340.96km<sup>2</sup>の面積を有する本町は、町内全域に小集落が点在する地理的特質上、町道の総延長は240.7kmと県内の他町村と比べても長く、その維持管理が大きな課題となっています。町道は、集落の生活道路及び基幹道路へのアクセス道路として重要であり、引き続き計画的な整備に努める必要があります。本町は中国山地の中央に位置し、鳥取県西部と広島県備北地域を結ぶ交通の要衝にあたります。広島市と米子市を結ぶ国道183号（鍵掛峠道路）、岡山県新見市と本町を結ぶ主要地方道新見日南線、島根県奥出雲町と本町を結ぶ一般県道印賀奥出雲線など、県境をまたぐ道路は、圏域の経済・生活・交流を支える重要な交通基盤となっています。

一方で、近年頻発するゲリラ豪雨や台風、豪雪などの自然災害により幹線道路が通行止めとなる事例も発生しており、町道を活用した迂回ルートの構築・確保や、冬期間における安全で円滑な交通確保の重要性が高まっています。町道は、令和7年4月1日現在で実延長230.5km、改良済149.7km(65.0%)、舗装済延長192.9km(83.7%)であり、改良率・舗装率ともに県内平均を若干下回っています。このため、早急に改良・舗装が必要な路線が残されています。あわせて、橋りょう・舗装・トンネル・法面などの道路施設については、老朽化が進行していることから、現状把握を行い、第三者被害を防止するため、年次的な修繕計画に基づく対応が求められています。

さらに、本町の基幹産業である林業では本格的な伐期を迎えており、木材の安定的な搬出を支える基幹的林道の整備・維持が必要となっています。

#### イ 公共交通機関

本町にはJR伯備線の生山駅と上石見駅の2駅があり、特に生山駅は令和3年7月より無人駅となりましたが高校生の通学利用に加え、特急「やくも」の停車駅であることから、近隣町村や県外からの利用も見られ、まちの「玄関口」として地域にとって重要な役割を担っています。しかし、人口減少等に伴い利用者数は年々減少しており、利便性向上と利用促進に向けた取組が求められています。

広大な町域を有する本町では、生活バス路線を確保するため、平成16年10月から市町村有償運送による町営バスを運行し、平成21年度からは通学バスとしての役割に加え、従来のバス路線空白地域を対象としたデマンドバス運行を開始しました。その後、効率的な運行体制の構築を目的に、町営バスとデマンドバスの運行体系の見直しや、ドア・ツー・ドア型運行の導入などの改善を進めてきました。また、生山・霞地域では巡回バス、多里地域ではNPOが主体となった交通空白地有償運送に取り組むなど、多様な運行形態により利便性向上を図っています。

一方で、高齢化の進行や利用者数の減少により、現在の運行体制を将来にわたり維

持することが困難となる可能性があり、持続可能な公共交通の再構築が大きな課題となっています。

## (2) その対策

### ア 道路

町内生活路線網の計画的な改良を進めるとともに、通学路の安全対策や歩行者・自転車に配慮した道路整備、冬期間の除雪体制の維持・強化に取り組みます。また、道路施設の点検を継続的に実施し、修繕・更新を計画的に行うことで、安全で快適な通行環境の確保に努めます。

さらに、高規格道路「江府三次道路」や国道・県道のバイパス化、改良事業の促進について、関係機関と連携しながら取り組みます。あわせて、必要な林道についても順次整備及び維持修繕を行います。

### イ 公共交通機関

J Rの駅については、J Rの管理を基本としつつ、施設の利便性向上を促進するとともに、沿線市町村や地域と連携し、利用促進と維持・継続に向けた取組を進めます。

町営バスについては、県の運行補助制度を活用しながら運行体制の維持に努めます。町内全域において、将来人口推計を踏まえつつ、既存路線の再編、ドア・ツー・ドア型デマンドバス運行の充実、地域住民による共助交通、町内タクシーなど包括的に地域の実情に即した効率的で持続可能な公共交通体系を構築します。

また、ICTを活用し、「誰でも」「簡単に」利用できる仕組みづくりを進めるとともに、計画的な運行車両の更新や、町、県境を跨いだ広域バス路線の利便性向上にも取り組みます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	霞福塚線改良 L=320m、W=5.5(7.0)m	町	
		大菅阿毘縁線改良 L=800m、W=5.5(7.0)m	町	
		古市佐木谷線改良 L=300m、W=5.5(7.0)m	町	
		生山印賀線改良 L=800m、W=5.5(7.0)m	町	
		福万来佐木谷線改良 L=700m、W=5.5(7.0)m	町	
		佐木谷虫尾線改良 L=200m、W=4.0(5.0)m	町	

	日南中学校線改良 L=90m、W=5.5(9.0)m	町	
	立石吉鈿線改良 L=300m、W=4.0(5.0)m	町	
	田ノ原線改良 L=400m、W=5.5(7.0)m	町	
	霞福塚線(白谷工区)改良 L=350m、W=5.5(7.0)m	町	
	旧新屋線改良 L=92m、W=3.0(4.0)m	町	
	北の原権現線改良 L=700m、W=4.5(5.5)m	町	
	舗装修繕 (霞福塚線ほか19路線)	町	
	法面修繕 (日南病院線ほか10路線)	町	
	盛土修繕	町	
	路肩修繕 (一丁田見田ほか15路線)	町	
	トンネル修繕 日南町トンネル長寿命化修繕計画	町	
	町道落石危険防止対策事業	町	
	通学路安全対策事業	町	
	道路構造物修繕	町	
橋りょう	橋りょう修繕 日南町橋梁長寿命化修繕計画	町	
(2)農道	農道保全整備 (改良・修繕・橋りょう修繕・トンネル修繕)	町	
(3)林道	県営林道窓山線整備事業 L=17,233m、W=3.0(4.0)m	県	
	林道船通山線路肩修繕事業	町	
	林道保全整備 (新設・改良・修繕、橋梁修繕) 船通山林道ほか41路線	町	
(6)自動車等 自動車	町営バス購入	町	
(8)道路整備機械等	除雪機械整備	町	
	集落除雪用除雪機械整備	町	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	県境を跨いだ広域バス運行への補助 (バス路線への運行助成を行	町	

		い、地域交通の確保を図る。)		
		バス停設置助成	町	
(10)そ の 他		町営バスドア・ツー・ドア化に伴う各種整備事業	町	
		町営バス待合所の整備	町	

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 廃棄物処理

一級河川日野川の源流域に位置する日南町の豊かな自然環境は、町民のみならず下流域住民にとっても重要な財産であり、その保全と継承は本町の重要な責務です。本町では、「第4次日南町環境基本計画（グリーンドリーム計画）」を策定し、水と森に恵まれた持続可能なまちづくりを進めています。

国は令和2（2020）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、本町においても令和3年3月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。脱炭素社会の実現に向け、エネルギー・資源使用の一層の効率化や再生可能エネルギーの活用など、新たな取組を進める必要があります。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造を見直し、「廃棄物を生まない循環型社会」への転換が求められています。近年、ごみ排出量は横ばいで推移していましたが、直近ではやや減少傾向となっており、引き続き更なる減量化や資源化の取組が必要です。鳥取県が進める4つのR（Refuse、Reduce、Reuse、Recycle）+Renewableを基本とし、ごみ発生の抑制と資源循環を推進していきます。

鳥取県西部広域行政管理組合では、将来の人口減少や地球温暖化対策を見据え、可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設、最終処分場、中継施設の整備を進めており、令和14年度の稼働を目指しています。それまでの間は、既存施設の適切な維持管理と延命化を図る必要があります。

また、源流域に位置する本町として、日野川流域市町村や鳥取大学などの研究機関と連携し、資源の浪費を抑えたごみの適正処理や自然環境の保全を進めるとともに、町民・事業者・行政が一体となった環境意識の醸成が求められています。

#### イ 給水施設及び下水処理施設

上下水道の普及状況は、上水道75.0%、下水施設82.5%となっており、未普及地域への対応が引き続き必要です。散在する小規模集落に対応した給水施設や浄化槽の整備を継続するとともに、中心地域整備事業や定住促進事業に必要なライフライン確保が求められています。また、施設の老朽化に伴い維持管理費や設備更新費の増加が見込まれることから、持続可能な経営形態の構築が課題となっています。

#### ウ 住宅整備

町営住宅12団地91戸が整備されていますが、経年劣化が進む住宅や入居者の高齢化が見られます。一方で、福祉・木材関連事業所や林業アカデミー関係者など若年層の就業者増加、UIターン希望者の増加により住宅需要は高まっており、現状では十分に対応できていません。空き家バンクの活用により一定の成果は上がっているものの、修繕が必要な物件が多く、即入居に結びつかないケースも多い状況です。

## エ 消防救急施設

消防体制は、鳥取県西部広域行政管理組合による常備消防を中核とし、日南町非常備公設消防や自衛消防と連携した体制となっていますが、昼間人口の減少や高齢化の進行により、初期消火体制の維持が課題となっています。

## オ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯の増加により、今後も空き家の増加が見込まれます。適切に管理されていない空き家や老朽危険家屋は、地域の安全や景観に悪影響を及ぼしています。本町では空き家バンクや解体撤去補助制度を実施していますが、相続登記が進んでいないなどの課題もあり、総合的な対策が求められています。

## カ 火葬場

火葬場「桜の苑」は令和3年に大規模改修工事を終え、指定管理者制度により、安定した運営とサービス向上を図る必要があります。

## (2) その対策

### ア 廃棄物処理

清掃センターの計画的な修繕による延命化を図るとともに、ごみの減量化・再資源化・リサイクルを推進し、生ごみの堆肥化やプラスチック類の資源化など、町民・事業者と連携した取組を進めます。将来的な廃棄物処理の広域化を見据え、効率的・利便的な収集・搬出を支えるための拠点の整備を検討します。また、フードロス対策や分別の啓発、学習機会の提供を通じて、循環型社会に向けた町民意識の向上を図ります。

し尿・汚泥処理については、近隣自治体と連携し、広域的に取り組むことで、効率的かつ安定的な処理体制の確保を図ります。

### イ 給水施設及び下水処理施設

既存施設の適正な維持管理と計画的な更新を行い、安全で安定した水供給と污水处理を確保します。未整備地区においては、家庭用水施設整備や浄化槽設置への支援を継続します。公営企業会計のもと、効率的な運営と持続可能な経営に努めます。

### ウ 住宅整備

空き家活用、未利用町有地の活用、民間事業者の参入促進などにより、多様な住宅確保を進めます。また、公営住宅の適切な維持管理と改修を行うとともに、林業アカデミー学生や医療・介護分野の住環境整備などの充実を図るとともに、若者・子育て世代の定住を支援します。

## エ 消防救急施設

消防資機材について、計画的な更新・整備を進めるとともに、消火栓の計画的配置・維持管理を行い、安定した初期消火体制の確保に努めます。また、防火水槽を設置し、消防水利の安定確保を図ります。そして、消防団員の活動環境の向上や関係機関との連携強化を図り、地域防災力の維持・向上につなげます。

## オ 空き家の利活用や老朽危険家屋等の除却の促進

空き家バンクの機能強化やマッチング体制の充実を図るとともに、改修・除却に対する支援制度の拡充や、所有者に対する継続的な情報提供・意識啓発を行います。あわせて、相続登記の促進に向けた相談支援体制の整備や関係機関との連携を進めるとともに、有識者の意見も参考としながら不在地主問題や空き家の発生抑制、利活用につながる仕組みづくりについて検討を進めます。

## カ 火葬場

鳥取県西部広域行政管理組合で管理運営を行っている火葬場「桜の苑」は、供用開始から30年を経過していますが、令和2年度には施設の長寿命化及びバリアフリー化などの大規模改修を行うとともに、令和3年度からは指定管理者制度を導入することにより、安定的かつ継続的な事業実施及びサービス提供体制を構築している。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町		
		家庭用水施設整備推進事業	町		
		その他	給水施設整備事業	町	
	(2)下水処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町		
		浄化槽市町村整備推進事業	町		
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センター設備修繕、施設整備	町		
		し尿処理施設	可燃・不燃ごみ処理施設整備事業	西部 広域	
			し尿・汚泥処理施設（清化園）改修	三町	
	その他	最終処分場整備事業	西部 広域		

(4)火葬場	桜の苑大規模改修負担金	西部 広域	
(5)消防施設	耐震性貯水槽整備	町	
	消火栓	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	住宅改修助成事業 (住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐとともに、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる。)	町	
	空き家情報活用制度登録物件改修事業費補助金 (住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。)	町	
	空き家家財道具等処分補助金 (日南町空き家情報活用制度への登録促進及び移住希望者の移住が円滑に行えることを目的とする。)	町	
	空き家・廃屋対策事業 (家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る。)	町	
	日南町いきいき定住促進条例 (住宅等補助金) (住環境の向上を図るための住宅改修及び取得に係る経費の一部を補助することにより、良質な登録物件及び町民の安全・安心かつ、快適な住環境の実現を目的とする。)	町	
	賃貸住宅建設促進事業 (不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す。)	町	

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

住民基本台帳によると、65歳以上人口は平成26年8月末の2,462人をピークに減少に転じ、令和7年3月末現在で2,105人となっています。一方、総人口の減少が続く中で高齢化率は55.0%まで上昇しており、町民の2人に1人以上が高齢者という状況となっています。75歳以上人口は平成23年度以降減少に転じていますが、85歳以上人口は令和2年頃をピークに横ばいで推移しており、90歳以上人口も横ばいで推移しています。

平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、高齢者世帯、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯はいずれも世帯数としては減少していますが、全体世帯数の減少幅が大きいため、一人暮らし高齢者の割合は増加しています。このことから、高齢者の孤独化や社会的孤立が進行し、家族による介護力も一層低下している状況にあります。町内では、日南病院の医療療養病床、特別養護老人ホーム「あかねの郷」、グループホーム、住宅型有料老人ホームなど、一定の介護・福祉サービス基盤を整備してきましたが、全国的な人材不足の影響を受け、デイサービスや短期入所生活介護など一部サービスの縮小を余儀なくされています。加えて、施設・設備の老朽化も進んでおり、計画的な更新や修繕が必要となっています。

さらに、誰もがなり得る認知症に備え、認知症の人を含めたすべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりや、医療・介護・福祉・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムのさらなる充実が求められています。

#### イ 障がい者福祉

本町では、障がいのある方の重度化・高齢化や、支援者である親の高齢化が同時に進行しており、「親亡き後」の生活の安定が大きな課題となっています。入所施設や病院から地域生活への移行、親元からの自立に向けた支援体制の構築が求められています。

居宅介護などの在宅サービス、グループホーム等の生活の場、相談支援、就労支援、移動支援、緊急時受入体制、障がい児福祉サービスなど、多様なニーズがありますが、町内の社会資源は限られており、町内外の関係機関との連携が不可欠となっています。

また、精神障がいのある方への相談体制の整備、難病患者や医療的ケア児への支援体制の充実、障がいに対する正しい理解の促進も重要な課題です。

#### ウ 子育て支援

近年10年間の出生数は平均14.7人と、本町が目指す人口規模の維持に向けた水準を下回って推移しています。町では、「日南町こどもゆめ基金」を活用し、「みんなの遊び場整備事業」として子どもたちの居場所づくりのための遊具の導入、保護者のた

めのベビーケアルームやおむつ交換台の設置などを整備しました。

また、子育て支援施策として、保育料無償化や子育て支援センター事業の充実、母子健康手帳アプリや医療相談アプリの導入などに取り組んできました。

令和6年4月には、「日南町こども家庭センター」を設置し、核家族化や共働き世帯の増加、子育て不安の高まりなどに対応すべく、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援体制をより一層強化します。あわせて、医療的ケア児や発達に課題を抱える子どもへの支援、関係機関の連携による継続的な支援体制の構築も図っていきます。

## エ 幼児教育

令和4年度から幼保連携型認定こども園「にちなん十色」として運営を開始し、就学前の保育・教育を一体的に提供しています。園小中一貫教育を基盤に、子どもの育ちの連続性を重視した取組を進めています。

具体的には、見守る保育・異年齢保育の導入、非認知能力の育成、STEAMS教育、英語活動、日南町の自然を活かした体験活動など、特色ある保育・教育を展開しています。一方で、園舎の老朽化が進んでおり、今後、計画的な改修や設備更新が必要となっています。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

第9期老人福祉計画・介護保険事業計画に基づき、生活支援、介護予防、介護サービス、認知症施策、在宅医療・介護連携を柱とした総合的な高齢者支援を推進します。具体的には、生活支援ボランティアの養成や住民主体の支え合い活動への支援を行い、買い物、外出、見守りなど日常生活を支える体制の充実を図ります。また、百歳体操等を活用した健康づくりやフレイル予防、介護予防教室の充実により、要介護状態になることを防ぐ取組を進めます。あわせて、認知症への正しい理解を地域全体に広げるとともに、早期発見・早期介入の体制づくりや、認知症になっても安心して暮らせる見守り体制の構築を進めます。

さらに、在宅医療と介護の連携強化、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図り、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムのさらなる充実を目指します。介護人材の確保に向けては、奨学金制度や就職支援金、大学・専門学校との連携、外国人材の受入環境整備などを組み合わせ、安定的な人材確保と定着を図ります。

### イ 障がい者福祉

日南町障がい者プランに基づき、地域生活支援拠点機能の強化を図るとともに、居住の場の確保、相談支援体制の充実、就労支援の推進を一体的に進めます。町内外事

業所や関係機関との連携を強化し、必要なサービスを切れ目なく利用できる体制を整備するとともに、グループホーム等の生活の場の確保や誘致を検討します。

また、就労移行支援、就労定着支援、交通費助成等により、働く意欲のある障がいのある方の就労機会の拡大と職場定着を支援します。あわせて、精神障がいのある方、難病患者、医療的ケア児への支援体制の充実を図るとともに、「あいサポート運動」などを通じて障がいへの理解促進を進め、障がいの有無にかかわらず共に支え合いながら暮らせる地域づくりを推進します。

## ウ 子育て支援

「日南町あんしん子育て応援パッケージ」により、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施します。不妊治療助成や妊娠期からの相談支援、産後ケア事業の充実などにより、安心して妊娠・出産できる環境を整えるとともに、子育て支援センターを中心とした仲間づくりや居場所づくりを進め、病児・病後児保育の利用しやすい体制整備、日南病院の小児科医確保をはじめとした医療受診体制の充実、家庭における看護力向上に向けた支援などにより、子育てと就労の両立を支援します。あわせて、医療的ケア児や発達に課題を抱える子どもへの支援について、関係機関と連携した継続的な支援体制を構築します。

## エ 幼児教育

こども園では引き続き、園小中一貫教育を基盤とした連続性のある保育・教育を推進するとともに、見守る保育・異年齢保育、STEAMS教育、英語活動、自然体験・地域体験などに取り組み、子どもの主体性や人とかかわる力、ふるさとへの愛着を育みます。加えて、こども園と家庭教育支援チームが中心となって、保護者の相談窓口としての機能を充実させます。

また、園小中教育環境あり方検討会（仮称）において、園小中一貫教育を進めるために有効な教育ゾーンの整備について検討するとともに、老朽化した施設や設備については適宜改修を行い、安心安全で快適な保育・教育環境を整えます。

## (3) 計画

### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(2)認定こども園	施設の改修・更新	町	
		園庭開放による遊び場の確保	町	
	(3)高齢者福祉施設 高齢者生活福祉セン ター	高齢者生活福祉センターの改修	町	

老人ホーム その他	サービス付き高齢者向け住宅の整備	民間	
	高齢者福祉施設の改修	町	
	高齢者福祉施設の設備機器更新	町	
	デイサービスセンターの整備	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉  高齢者・障害者福祉	ワークライフバランス支援 (子どもの見守りを行うことで、仕事と家庭のバランスを保ち、子育てしやすい環境を目指す。)	町	
	家庭看護力向上支援事業 (診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する。)	町	
	在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町	
	介護福祉人材育成奨学金制度 (介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する。)	町	
	中山間地域介護サービス確保対策事業 (介護サービス事業者に対し助成を行うことで、経営の安定を図り、介護サービスの供給を確保する。)	町	
	障害者等外出支援事業 (バス利用が難しい障害者等にタクシー利用料の助成を行い、障害者等の日常生活の利便性向上と社会活動の拡大、地域の経済循環の向上を図る。)	町	

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本町の医療体制は、町立日南病院が唯一の医療機関として地域医療の中核を担うほか、個人歯科医院1院があります。日南病院は現在、内科・外科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科・皮膚科・リハビリテーション科の8科体制で、一般病床59床、医療療養病床40床で運営しています。「町は大きなホスピタル」を院是に掲げ、訪問診療や訪問看護など在宅医療を柱とした地域医療を展開しており、高齢化が進む本町において住民生活を支える重要な役割を担っています。

令和6年4月からの介護療養病床制度廃止に伴い療養病床はすべて医療療養病床へ転換しています。一方、著しい人口減少の進行により入院・外来患者数は減少傾向にあり、国の医療政策の変化も相まって、病床維持や病院経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。病床の適正化や介護サービスとの役割分担、経営収支の改善を並行して検討する必要があります。

令和4年度無医地区等調査において上萩山地区が無医地区に該当し、令和5年10月から月1回の巡回診療を開始しました。令和6年度には「へき地医療拠点病院」に指定され、地域医療を支える拠点としての役割は一層高まっています。また、令和7年3月には巡回診療所において遠隔医療の実証実験を行いました。さらに、医師・看護師をはじめとした医療スタッフの確保・育成が大きな課題であるとともに、過疎地域特有の病院までの距離や移動負担が大きな課題となっています。また昭和48年に建築した基幹部分を中心に施設の老朽化が著しく、毎年多額の修繕費を投じているものの、建物・設備の維持・延命には限界が近づいています。このため、令和5年度に「日南病院あり方検討委員会」を設置し、老朽化した施設の建て替えを含めた今後の病院のあり方について検討を行っています。委員会では将来の地域医療需要を踏まえた一定規模の新病院整備の方向性が示されましたが、人口減少の進行、医療需要の変化、国の医療政策の動向、建設費の高騰などの課題も大きく、慎重な検討が求められています。

### (2) その対策

今後も本町における持続可能な地域医療体制を確保するため、町立日南病院を中心とした医療提供体制の再構築と機能強化を図ります。また、個人歯科医院も持続可能な医療提供体制ができるよう、人材確保等を含めて連携を強化していきます。

人口減少や医療需要の変化を踏まえ、一般病床・医療療養病床の役割を明確化し、在宅医療や介護サービスとの連携を一層強化することで、入院医療から在宅・地域包括ケアへの円滑な移行を推進します。地域包括ケアの視点から、訪問診療・訪問看護・リハビリテーションの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備していきます。

医療の質と効率性の向上に向け、施設の計画的な改修や高度医療に対応できる医療機器の整備を進めるとともに、電子カルテの連携活用なども検討しながら過疎地域の課題

である病院までの距離・時間を克服するための対策を推進します。ICTやAI技術の導入を検討し、業務効率化による時間創出、多職種連携の強化、遠隔診療を含む多様な医療ニーズに対応できる体制づくりを推進します。経営面では、診療報酬改定や国の医療政策の動向を的確に捉え、病床機能の適正化、介護サービスとの役割分担、収益構造の見直しやコスト管理の徹底を進め、経営基盤の強化に取り組みます。無医地区においては、巡回診療を継続するとともに、遠隔医療の活用や診療設備の充実、人員体制の確保に努め、通院負担の軽減と医療アクセスの向上を図ります。医療人材の確保・定着については、インターネット等を活用した積極的な情報発信や就業環境の改善により、医師・看護師をはじめとした医療スタッフの確保と定着を図ります。小児科診療体制については、日野郡共通の課題として関係機関と連携しながら引き続き確保に努めます。あわせて、臨床研修医を積極的に受け入れ、地域医療の現場を体験する機会を提供することで、将来の総合診療医の確保・養成につなげるとともに、病院の魅力向上を図ります。

施設の老朽化への対応については、日南病院あり方検討委員会での議論を踏まえ、建て替えの是非を含めた将来的な整備方針を検討します。委員会で示された新病院整備の方向性を踏まえつつ、人口動向、医療需要、財政状況、建設費動向などを総合的に勘案し、拙速な建設は行わず段階的に判断します。当面は既存施設の計画的な改修や設備更新による長寿命化を図るとともに、日野郡全体における医療・福祉・介護の役割分担や連携のあり方について関係機関と協議を進めます。また、病院の将来構想や検討状況については、適時町民への情報提供と意見聴取を行いながら進めることで、将来にわたり持続可能な地域医療体制の構築を目指します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病 院	病院施設の改修	町	
		医療機器などの整備	町	
		医師住宅・職員住宅の整備・改修	町	
	(2) 特定診療科に係る 診療施設 巡回診療車(船)	巡回、訪問医療介護サービス用の車両整備	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	特定(認定)看護師研修支援事業 (研修費及び期間中の旅費・人件費等)	町	
		医師の育成及び確保強化事業	町	

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

平成 21 年度の小学校統合以降、校訓、学校教育目標、目指す子ども像を小・中学校で共有し、保育園と小学校との連携も含めた「保・小・中一貫教育」を進めてきました。令和 4 年度からは認定こども園として運営を開始し、小・中学校との連携をさらに深めた「園小中一貫教育」を推進しています。今後は、0 歳から 15 歳までの育ちと学びの連続性をより重視した教育の充実が求められています。

平成 28 年度には小・中学校合わせて 237 名の児童・生徒が在籍していましたが、令和 2 年度には 206 名、令和 7 年度には 162 名になる見通しであり、児童・生徒数は減少傾向にあります。少子化が進行する中であっても、町の将来を担う子どもたち一人ひとりの資質・能力を確実に育成していくことの重要性は一層高まっています。社会の変化に伴い、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。確かな学力の定着に加え、自立して生きる力や課題解決能力、コミュニケーション能力の育成が求められています。

また、国の G I G A スクール構想に基づき、1 人 1 台端末環境を活かした I C T 活用教育を推進するとともに、S D G s の視点を取り入れた学習や、「日南学」として地域の自然や産業、文化を生かした特色ある教育を展開しています。一方で、自然に囲まれた環境にありながら、自然体験の機会が減少しているという課題もあります。さらに、学校不適応や発達に課題を抱える児童・生徒の増加など、子どもをめぐる課題は多様化・複雑化しています。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、家庭教育推進員、特別支援教育支援員の配置により支援体制を整えていますが、今後関係機関と連携しながら、支援体制の充実が必要です。令和 4 年度から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入し、地域コーディネーターや学校支援ボランティア（C S サポーター）とともに、地域と学校が協働した教育活動を進めています。

また、中学校校舎をはじめとする教育施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕や長寿命化、さらには施設の在り方を含めた検討が必要となっています。

#### イ 社会教育

##### ①社会教育

町内でも生活様式が多様化しており、従来の集合型学習だけではあらゆる世代の学習ニーズに応えることができなくなっています。時間や場所にとらわれない学習形態が求められています。

また、本町では、郡外の高校へ進学する生徒が多く、それを機に町との関わりが薄れる傾向にあります。小学校段階からの「ふるさと教育」を継続し、町の歴史や文化、産業への理解を深め、将来の担い手育成につなげる取り組みが重要です。

## ②スポーツ振興

スポーツの拠点として、総合運動場、町体育館、武道館、テニスコートなどの社会体育施設が整備され、小・中学校と一般のクラブチームなどが併用しています。地域では旧小学校施設や各種拠点施設を活用したスポーツ活動も行われています。多様化するスポーツへのニーズに応えるため、令和6年に総合型スポーツクラブが発足されましたが、指導者や参加者の高齢化・固定化が課題となっています。学校・地域・スポーツ団体・総合型スポーツクラブ等が連携し、体力づくり・健康づくりの視点から、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりが求められています。

## (2) その対策

### ア 学校教育

学力向上については、園小中一貫教育を通じて、子どもたちの主体性やコミュニケーション能力を育み、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、0歳から15歳までの保育・教育の連続性を重視し、カリキュラムや体制の整備を進めます。あわせて、学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域と連携した「地域とともにある園・学校づくり」を推進します。「日南学」を充実させ、地域への理解と愛着を育みます。

さらに、ICTや図書館を活用した教育、英語教育や国際交流を通じて、情報活用能力や国際感覚を養い、SDGsの視点も踏まえたグローバル人材の育成を図ります。

子ども支援については、スクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関と連携しながら家庭教育・子育て支援の充実を進めます。あわせて、教育施設の計画的な修繕や教育環境の在り方検討を行い、将来を見据えた教育環境の整備に取り組みます。

### イ 社会教育

#### ①社会教育

町民ニーズに応じた学習テーマ設定に努めるとともに、まちづくり協議会などの地域団体と連携して地域の課題解決に向けた講座を開催します。また、日南町生涯学習講座のように集合して行う従来型の学習に加え、インターネットを介して受講できるよう各講座の動画配信や日南町オンライン生涯学習講座の開催など、さまざまな形態による学習機会の提供を行います。

青少年の育成については、創作活動や自然体験活動、地域資源を活かした体験学習の充実を図り、世代間交流を通じて社会性やコミュニケーション能力の向上を目指します。あわせて、小学校段階からの「ふるさと教育」を継続し、町の歴史・文化・産業への理解と愛着を深め、将来の担い手育成につなげます。

#### ②スポーツ振興

社会体育施設の計画的な修繕・改修や適切な維持管理を進め、安全で利用しやすい

いスポーツ環境の確保を図ります。また、スポーツ団体や総合型スポーツクラブ、学校、地域と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できるスポーツ機会の充実を図るとともに、参加しやすい教室や大会の開催を支援します。体力づくり・健康づくりの視点を重視し、日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めることで、町民の健康増進とスポーツ活動の活性化を図ります。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	施設の整備・改修	町		
		屋内運動場	施設の整備・改修	町	
		給食施設	施設の整備・改修	町	
		その他	照明機器等の改修	町	
	(2)集会施設、体育施設等 集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿などの整備・改修	町		
		体育施設	施設の修繕	町	
			備品の整備	町	
			総合運動場夜間照明改修	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	学校や家庭における教育支援 (指導補助者の配置や教員研修会などを実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す。)	町		
		国際交流事業 (海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際理解と英語でのコミュニケーション力の育成を図る。)	町		
		ICT教育の充実 (ICT機器の導入・更新及びデジタル教材の作成など、ICT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する。)	町		
		学校補助金 (校外学習移動費、部活動大会派遣費や大会登録費、	町		

	修学旅行移動費を補助し、保護者の負担軽減を図る。）		
	高等学校等通学費等助成事業 （日南町在住又は出身の高校生等が高等学校等において教育を受けることに係る保護者等の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的に、高等学校(中等教育学校の後期課程、高等専門学校の初期の修業年限の3年間を含む)に在籍する生徒の通学費等の費用を対象として補助する。）	町	
	給食負担金支援事業 （日南町内の園児・児童・生徒に対して給食に係る費用を支援し、保護者の負担軽減を図る。）	町	
	日南町スポーツ・健康づくり補助金 （スポーツや健康づくり活動に係る費用を補助し、スポーツの振興を図る。）	町	

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を維持することができなくなっています。住民が誇りをもって安心して暮らし続けるために、町政への住民ニーズの反映は重要です。しかし、地理的条件、財政面、人口規模の面からも、町全体に均一に投資することは困難であるといわざるを得ません。町の総合戦略に基づいた施策の選択と集中を図り、十分な検討・協議・合意の上に再構築することが必要です。

少子高齢化や人口減少、生活様式・価値観の多様化に伴い、自治会機能の低下が進んでいます。こうした状況を受け、平成 18 年度に全町 7 地域で「まちづくり協議会」が設立され、自治会や各種団体と連携しながら、住民主体による地域づくりが進められてきました。地域資源を活用したコミュニティビジネスや観光、伝統行事の継承など、地域ごとに特色ある取組が展開されるとともに、町内外との交流の輪も広がっています。

一方で、これらの活動は地域内にとどまっているものも多く、地域を越えてつなぎ、広域的に循環させていく仕組みづくりが課題となっています。また、令和 7 年度にはまちづくり協議会発足 20 周年を迎える中、これまでの取組を振り返り、今後の方向性を明確にしていけることが求められています。

さらに、住民自身が地域活動を理解し、自分ごととして参画する意識を高め、自助・共助・公助による見守りや居場所づくりなどを通じて、高齢者をはじめとする住民が安心・安全に暮らし続けられる体制づくりを進めることが急務となっています。少子高齢化に伴う人口減少により、これまでの生活環境を将来にわたって維持することが困難になりつつあります。住民が誇りを持って安心して暮らし続けるためには、町政への住民ニーズの的確な反映が不可欠です。しかし、地理的条件や財政規模、人口規模の面から、町全体に均一な投資を行うことには限界があるため、町の総合戦略に基づいた施策の選択と集中を行い、十分な検討・協議・合意のもとで再構築していく必要があります。

また、令和 6 年度に立ち上げた日南町中心地域整備検討委員会（令和 7 年 10 月再開）において、これまでのコンパクト・ヴィレッジ構想の取組や移住・定住施策、町内交通の改善等の蓄積を踏まえながら、中心地域のあり方について検討が進められており、集落整備との一体的な検討が求められています。

### (2) その対策

コミュニティの核であるまちづくり協議会は、令和 7 年度に発足 20 周年を迎えました。これまでの取組を検証するとともに、各地域が策定する計画に基づき、協働・連携・支援を基本とした地域づくりを引き続き推進します。住民ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、地域担当職員制度、一括交付金制度、集落支援員の配置、地域おこし協力隊の活用などを通じて支援体制を強化し、まちづくり協議会や自治会が主体的に取り組む地域活動を継続的に支援します。

また、地域の魅力や活動内容を積極的に情報発信・共有し、町民の愛着と誇りの醸成を図るとともに、若者が参加しやすいイベントや交流の場づくりを支援し、移住・定住施策の推進や関係人口の拡大につなげます。さらに、町民懇談会やアンケート、オンラインフォームなどを組み合わせ、世代を問わず幅広い町民の声を行政運営に反映できる仕組みづくりを進めます。あわせて、限られた財源・人材を有効に活用するため、行政運営の効率化や制度・規則等の点検・見直しを行います。町のランドデザインの核である「コンパクト・ヴィレッジ構想」を引き続き推進するとともに、中心地域整備計画の策定に向けた検討と連動させながら、世代間・地域間の重層的な連携を図り、新たな地域づくりの創出を目指します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編 整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	
		つるぎ会館外壁補修塗装工事	町	
	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業 集落整備	集落支援員の設置(まちづくり 協議会の充実含む) (集落の維持のために行う様々 な話し合い活動を行うための 支援員を各地域に確保する。)	町	
		まちづくり協議会への集落維 持・活性化支援助成	町	
		中心地ゾーン現地測量等事業 (中心地域整備構想に基づき、 対象地域の測量調査等を実施 する。)	町	
		新卒者等地域就業支援事業 (新卒者等が町内企業に就職し た際に助成することで、雇用の 創出、定住促進を図る。)	町	

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

町内では、伝統芸能、文芸、音楽、舞踊、書道など多様な文化活動が行われており、「にちなんふる里まつり」や「にちなん文化展」などにおいて、作品や日頃の学習成果の発表が行われています。しかしながら、近年は文化団体構成員の減少・高齢化が著しく、活動休止や規模の縮小が進んでいます。今後は、地域や世代を越えた連携を図りながら、より多くの住民が文化に関わることができる環境づくりが求められています。

また、まちづくり協議会や文化活動民間団体を中心に、各地域で守り育まれてきた伝統芸能や歴史・文化を再認識し、学習および保持・継承しようとする取り組みが進められています。

郷土資料館では、所蔵する歴史資料を活用した「古文書にふれる会」の開催や保存資料等の貸し出しを行っていますが、資料の整理・分類やデジタル化が十分とは言えず、まちづくりや住民学習への活用が限定的となっています。

総合文化センターでは、文化芸術の拠点施設として文化振興を積極的に推進するとともに、住民が優れた芸術作品や音楽、芸能に触れる機会を提供しています。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、民間の柔軟な発想を活かした運営により、住民目線に立った事業展開が図られています。

図書館では、「ステップアップ農林業コーナー」や「地域活性化コーナー」の設置など、町の特性を踏まえた蔵書整備に取り組んでいますが、利用者の固定化や来館者数の伸び悩みが見られ、生活様式や情報収集手段の変化に対応した運営が求められています。

美術館では、本町の文化・芸術にゆかりのある作品収集や展示、教育普及事業に取り組んできましたが、町民の文化芸術への関心の向上や活動の活性化に十分結びついていないとは言えず、より親しみやすい事業内容や情報発信の工夫が必要となっています。

### (2) その対策

地域における文化活動にあたっては、活動が縮小化しつつある各種サークル・団体等が持続的に活動を行えるよう、文化協会を通じた団体間の交流・連携強化を図ります。また、引き続き「ふる里まつり」の開催や「にちなん文化展」の開催支援を行い、学習成果の発表機会を提供します。

町内の伝統文化、歴史、芸能などの保存・継承を進めるため、「日南町文化財等保存活用事業補助金」の活用を促進するとともに、郷土資料館の資料整理・分類・デジタル化を進め、指定文化財等を含めた歴史的・文化的資源の体系的な保存と活用を図ります。加えて、学校やまちづくり協議会等と連携し、学習や地域活動への活用を進めます。

総合文化センターを引き続き「文化芸術の拠点」と位置づけ、学習成果発表の場としての機能充実を図るとともに、憩いの空間としての改修や設備の計画的な更新を進め、誰もが気軽に利用できる施設づくりを推進します。

図書館については、出前図書館や企画展示、読書推進事業などを通じて利用者の拡大を図るとともに、インターネット予約等の利便性の高い機能の周知を進めます。あわせて、町の特性や住民ニーズを踏まえた蔵書構成の充実に取り組みます。

美術館については、総合文化センター内の他施設や学校、地域団体等と連携した企画や、地域の特色を活かした展示に加え、現代の人々の多様な趣向と生活スタイル、幅広い年齢層にアプローチするような多岐にわたる事業展開を進めます。これにより、これまであまり文化芸術に馴染みのなかった町民の興味関心を高めるとともに、分かりやすい情報発信に努めます。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(1)地域文化振興施設 等 地域文化振興施設	文化センター施設改修工事	町	
		文化センター舞台装置更新	町	
		歴史資料を適切に保存・利用す るための施設整備	町	

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本町の広大な森林や農地、豊富な水は、町固有の貴重な資源であり、「第4次日南町環境基本計画（グリーンドリーム計画）」が目指す持続可能なまちづくりを支える重要な基盤です。これらの資源を活かしたバイオマスや太陽光、水力といった再生可能エネルギー事業を推進することで、脱炭素社会の実現を図るとともに、安心・安全な農林生産物の生産地としての価値を高め、地域経済の進展につなげていく必要があります。とりわけ、町土の約89%を占める森林が保有する木質バイオマスエネルギーは、そのシステム選定や運用のあり方によっては、エネルギー供給にとどまらず、森林整備の促進、地域内での資源循環、地域経済の再構築・活性化、地域雇用の増加へと展開していく可能性を有しています。このため、環境・生態系への配慮や持続可能な森林管理を前提とした、地域特性に合った木質バイオマスエネルギーの検討が必要です。

現在、本町が運営に関わっている再生可能エネルギー発電施設は、町営の新石見小水力発電所と石見東太陽光発電所、町が出資する株式会社日南町小水力発電公社が運営する新日野上小水力発電所の3基があります。これら3基の総発電量は、町内一般家庭の消費電力の約50%に相当します。これ以外にも、鳥取県企業局による若松川小水力発電所、民間の太陽光発電所が稼働しているほか、木質バイオマス発電が検討されており、町内一般家庭の電力を再生可能エネルギーで賄える可能性が見込まれています。

本町は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、町のCO<sub>2</sub>排出量は運輸部門と産業部門がそれぞれ約33%を占め、全体の約66%となっています。家庭部門は約20%と比較的少ないものの、家庭部門における再生可能エネルギーや地域新エネルギーへの転換を進めることは、町として比較的取り組みやすく、地球環境の保全と地域の自立の双方に資する取組といえます。一方で、近年問題となっている大規模風力発電などは、自然環境や景観、防災、地域社会との調和及び生活環境への影響に十分配慮し、慎重に検討することが重要です。

### (2) その対策

水力や木質バイオマスなどの地域資源を活用し、地域で生み出したエネルギーを地域で使用する「エネルギーの地産地消」を進めることで、脱炭素社会の実現を図るとともに、地域経済の活性化や雇用の創出につなげます。そのため、町民・事業者・行政が連携し、小水力発電、太陽光発電、木質バイオマス、木質系燃料など、地域特性に合った人と環境にやさしい再生可能エネルギーの導入を段階的に進めます。あわせて、古来より活用してきた薪など代替エネルギーの利活用を促進し、里山資源を活かした循環型の暮らしの普及を図ります。

また、営農型太陽光発電など、農業の生産力向上と再生可能エネルギー導入を両立させる取組について検討するとともに、家庭部門における再生可能エネルギー設備や省エ

エネルギー機器の導入促進を図ります。なお、大規模な再生可能エネルギー施設の導入については、環境保全、防災、景観、地域社会との調和及び生活環境の保全の観点から慎重に対応します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の 推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	木質バイオマスエネ利用設備	町	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	
		公共施設太陽光発電設備整備	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業	家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルギーの利活用の促進を図り CO2 削減に努める。)	町	
		木質バイオマス発電事業助成 (木質バイオマス発電事業を行う企業誘致を助成することにより、森林資源の活用した地場産業の育成、自然エネルギーの利用による CO2 削減を図る。)	町	

議案第22号

日南町病院事業職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

次のとおり、日南町病院事業職員の任期付職員を採用等に関する条例の制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町病院事業職員の任期付職員の採用等に関する条例

日南町病院事業職員の任期付職員を採用等に関する条例を次のとおり制定する。  
(趣旨)

第1条 この条例は、日南町病院事業職員の任期を定めた採用に関する事項について定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるもののほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認めら

れる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務  
(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務  
(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、町民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- (1) 日南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日南町条例第33条)第16条に定める介護休業の承認  
(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認  
(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員又は第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が3年(前条に規定する場合に該当する場合は、5年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲内において、そ

の任期を更新することができる。

- 3 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(任期付き職員の給料)

第7条 任期付職員に、日南町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年日南町条例第12号。以下「給与条例」という。)に基づき日南町病院事業職員の給与に関する規程(平成17年病院管理規程17号)別表第1から第4-1に定める給料を支給する。ただし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員にあっては、当該短時間勤務職員の勤務日数及び勤務時間を考慮し、別に定める給料を支給する。

- 2 任命権者は、任期付職員の号給又は給料の額を、その者が従事する業務に応じて規則に定める基準により決定する。

(適用除外)

第8条 給与条例の適用について、給与条例第6条、第7条、第10条、第12条、第13条及び日南町職員の給与に関する条例(昭和46年3月25日条例第10号)第4条の規定は、本条例第2条第1項の規定により採用された任期付職員には適用しない。

- 2 給与条例の適用について、給与条例第6条、第7条、第10条及び日南町職員の給与に関する条例(昭和46年3月25日条例第10号)第4条の規定は、本条例第2条第2項の規定により採用された任期付職員には適用しない。

- 3 給与条例の適用について、給与条例第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第16条及び日南町職員の給与に関する条例(昭和46年3月25日条例第10号)第4条の規定は、本条例第4条の規定により採用された任期付き職員には適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 23 号

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例（昭和 34 年 7 月 1 日条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
第 2 条（略） 2・3（略） 4 <u>前記第 1 項から第 3 項において定める使用料及び手数料の額は、別表第 1 から第 3 に定める額（診療報酬に基づく額を除く）に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。</u>		第 2 条（略） 2・3（略） <u>（新設）</u>	
別表第 1（第 2 条関係） 1 診断料及び検案料		別表第 1（第 2 条関係） 1 診断料及び検案料	
区分	金額(1 件につき)	区分	金額(1 件につき)
健康診断	医科診療報酬点数表の初診料の額	健康診断	医科診療報酬点数表の初診料の額
生命保険加入診断	〃	生命保険加入診断	〃
恩給診断	〃	恩給診断	〃
死体検案	医科診療報酬点数表の初診料の額に <u>3,000 円</u> を加算した額	死体検案	医科診療報酬点数表の初診料の額に <u>3,240 円</u> を加算した額
変死体検案	医科診療報酬点数表の初診料の額に <u>5,000 円</u> を加算した額	変死体検案	医科診療報酬点数表の初診料の額に <u>5,400 円</u> を加算した額

2 日南病院入院施設料

区分	金額
特別室	1床1日につき <u>3,000円</u>
1人室	1床1日につき <u>1,500円</u>

3 文書交付手数料

区分	金額(1通につき)
普通診断書	<u>1,700円</u>
死亡診断書	<u>2,000円</u>
健康診断書	<u>1,700円</u>
生命保険加入診断書	<u>3,300円</u>
生命保険金受領診断書	<u>4,500円</u>
恩給(年金)診断書	<u>4,000円</u>
死体検案書	<u>3,000円</u>
変死体検案書	<u>3,300円</u>
自動車損害賠償保険医療費証明書	<u>3,500円</u>
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条による診断書	<u>2,500円</u>
前記以外の証明書	<u>1,700円</u>

4 (省略)

5 \_\_\_\_\_短期入所療養介護利用にかかる居住費\_\_\_\_\_及び食費の負担額\_\_\_\_\_は、厚生労働大臣が定める費用の額とする。

(削る)

(削る)

2 日南病院入院施設料

区分	金額
特別室	1床1日につき <u>3,240円</u>
1人室	1床1日につき <u>1,620円</u>

3 文書交付手数料

区分	金額(1通につき)
普通診断書	<u>1,836円</u>
死亡診断書	<u>2,160円</u>
健康診断書	<u>1,836円</u>
生命保険加入診断書	<u>3,564円</u>
生命保険金受領診断書	<u>4,860円</u>
恩給(年金)診断書	<u>4,320円</u>
死体検案書	<u>3,240円</u>
変死体検案書	<u>3,564円</u>
自動車損害賠償保険医療費証明書	<u>3,780円</u>
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条による診断書	<u>2,700円</u>
前記以外の証明書	<u>1,836円</u>

4 (省略)

5 介護療養型医療施設及び短期入所療養介護利用にかかる居住費(滞在費)及び食費の1人1日限度額は、厚生労働大臣が定める費用の額とする。

医療保険における患者食事特別メニュー提供料の額

区分	金額(1食につき)
<u>患者の選択により特別メニューによる食事を提供した場合の提供料の額</u>	<u>17円</u>

別表第2(第2条関係) 日南病院自動車使用料		別表第2(第2条関係) 日南病院自動車使用料	
地域	金額(1回につき)	地域	金額(1回につき)
日南町、日野町、 新見市神郷の地域	無料ただし患者搬送を伴う 場合は、1キロメートル当 たり <u>100円</u> の基準に基づき 算出した額	日南町、日野町、 新見市神郷の地域	無料ただし患者搬送を伴う 場合は、1キロメートル当 たり <u>108円</u> の基準に基づき 算出した額
上記以外の地域	1キロメートル当たり <u>100 円</u> の基準に基づき算出した 額	上記以外の地域	1キロメートル当たり <u>108 円</u> の基準に基づき算出した 額
別表第3(第2条関係) 器具使用料 (1日1個につき)		別表第3(第2条関係) 器具使用料 (1日1個につき)	
区分	単位	使用料	
寝具貸貸用ふとん	1組につき	<u>200円</u>	
病衣	1人1日につき	<u>70円</u>	
区分	単位	使用料	
寝具貸貸用ふとん	1組につき	<u>216円</u>	
病衣	1人1日につき	<u>76円</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- この条例による改正後の日南町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料及び手数料について適用し、同日前の使用料及び手数料については、なお従前の例による。